

第4次平生町地域福祉計画

【令和8年度～令和12年度】



令和8年3月

山口県平生町

ごあいさつ

近年、我が国では少子高齢化の進行により、人口減少が加速しています。本町におきましても同様の状況であり、核家族化や単身世帯の増加が進んでいます。

こうした中、地域社会では、ひとり暮らし高齢者の増加、家族や地域のつながりの希薄化など、様々な課題が深刻化しています。さらに、ひきこもりや孤立、虐待、子育て不安など、生活課題・福祉課題は多様化・複雑化の一途をたどっており、従来の高齢者、障がい者、児童という各福祉分野における縦割りの公的支援だけでは対応が難しくなっています。



国は、「地域共生社会」の実現を提唱し、高齢者や障がいのある人、子どもなど、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会の構築を目指しています。

本町におきましても、この理念のもと、「誰もが共に支え合い暮らししていける生涯安心なまちづくり」を基本理念として掲げ、「地域福祉を支える『担い手』づくり」「人・地域の『絆』づくり」「安心して暮らせる『福祉のまち』づくり」の3つを基本目標とする第4次平生町地域福祉計画を策定いたしました。

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とし、「平生町成年後見制度利用促進基本計画」「平生町再犯防止推進計画」「地域福祉活動計画」を内包した一体的な計画として位置づけています。

計画の推進にあたりましては、住民、関係団体・事業者、行政が相互に連携し、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民一人ひとりが主体的に地域の生活課題に関わり、それぞれが課題解決に向けて取り組むことで、包括的な支援体制を構築してまいります。

町民一人ひとりがあたたかい心を持ち、支え合い、助け合って暮らしがいける地域社会の実現に向けて、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「平生町地域福祉計画策定委員会」委員の皆様をはじめ、住民アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、関係団体の方々に心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

平生町長 浅本 邦裕

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 地域福祉とは	1
2. 地域福祉の必要性	2
3. 国の動向	2
4. 「地域共生社会」の実現に向けて	4

第 2 章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の目的	5
2. 計画期間	7
3. 計画の位置づけ	8
4. 計画の策定体制	9

第 3 章 地域福祉を取り巻く状況

1. 平生町の現状	10
2. アンケート調査からの課題	17

第 4 章 計画の基本方針

1. 基本理念	31
2. 基本目標（計画の柱）	32

第 5 章 計画の展開と施策目標

基本目標 1 地域福祉を支える「担い手」づくり	36
基本目標 2 人・地域の「絆」づくり	38
基本目標 3 安心して暮らせる「福祉のまち」づくり	41

第 6 章 成年後見制度利用促進基本計画

1. 計画策定の背景と趣旨	49
2. 成年後見制度の種類	49
3. 成年後見制度に関する現状	50
4. 計画の基本的な考え方	52
5. 施策の展開	52

第7章 再犯防止推進計画

1. 計画策定の背景と趣旨	55
2. 再犯防止に関する主な取組	55
3. 再犯防止に関する現状	57
4. 計画の基本的な考え方	59
5. 施策の展開	60

第8章 計画の推進

1. 住民、関係団体、事業者、社会福祉協議会、行政等の役割	65
2. 計画の数値目標	68
3. 計画の進行管理	69

第1章 計画の策定にあたって

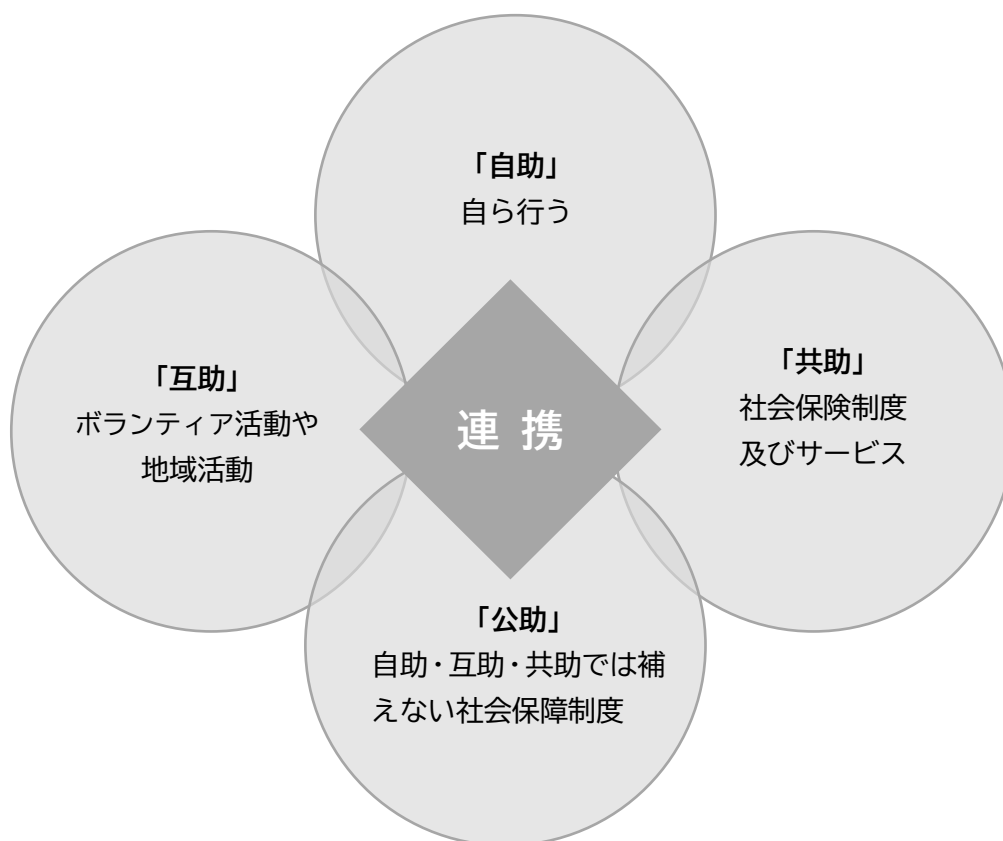
1. 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で、誰もが安心して自分らしく暮らせるようにするために、地域の福祉資源（施設や人材など）を活用し、地域の状況・課題に応じて、地域で工夫し支え合う地域づくりのことです。

自らが行うことや家族・親族で助け合う「自助」、地域で支え合う「互助」、社会保険のような制度化された相互扶助である「共助」、「自助・互助・共助」では補えない社会保障制度である「公助」があり、それぞれを充実させるとともに、それぞれがお互いに補い合うことにより推進していく必要があります。

そのためにも、公的な福祉制度と地域の支え合い、健康、生きがい、防犯・防災、外出支援、社会参加、地域貢献、世代間の交流、教育・文化、産業、人権の推進、生活環境整備などの幅広い分野と関連し、町、社会福祉協議会、関連事業所、地域住民などがそれぞれの役割を認識し、補い合い推進していくことが重要です。

住民・地域・行政が連携し協力し合う「地域福祉」



2. 地域福祉の必要性

我が国では現在、少子化により総人口が減少する一方、平均寿命の伸長により高齢者が増加の一途をたどっています。加えて、価値観やライフスタイルの変化・多様化により、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、家族を含む他者との関わり方が変わり、孤立死や自殺、虐待、家庭内暴力、ひきこもり¹、子育て不安など、生活課題・福祉課題が多様化・複雑化しています。

一方で、福祉分野で働く人材が不足していることに加え、地域福祉分野において活躍が期待される次世代の地域住民の育成が困難な状況にあります。

このように、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加や、課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政などが協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民一人ひとりが支え合うことが大切です。

3. 国の動向

国では、平成 28 年の「ニッポン一億総活躍プラン」において、国民の誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が掲げられ、平成 29 年には「地域共生社会」の実現に向けて社会福祉法が改正され、「地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画として位置づけるとともに、策定を努力義務とするなど、地域福祉の重要性を改めて示されました。

令和 2 年の社会福祉法改正では、市町村における包括的な支援体制構築のための支援が規定され、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援と、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する重層的支援体制整備事業が創設されました。

その後、こども基本法や孤独・孤立対策推進法、認知症基本法など、社会情勢に応じて様々な法制度の整備が進んでいます。

¹ ひきこもり

様々な要因の結果として、長期間(6か月以上)にわたり就学・就労、家庭外での交流などの社会参加を回避している状態。

【「社会福祉法」(抜粋)】

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

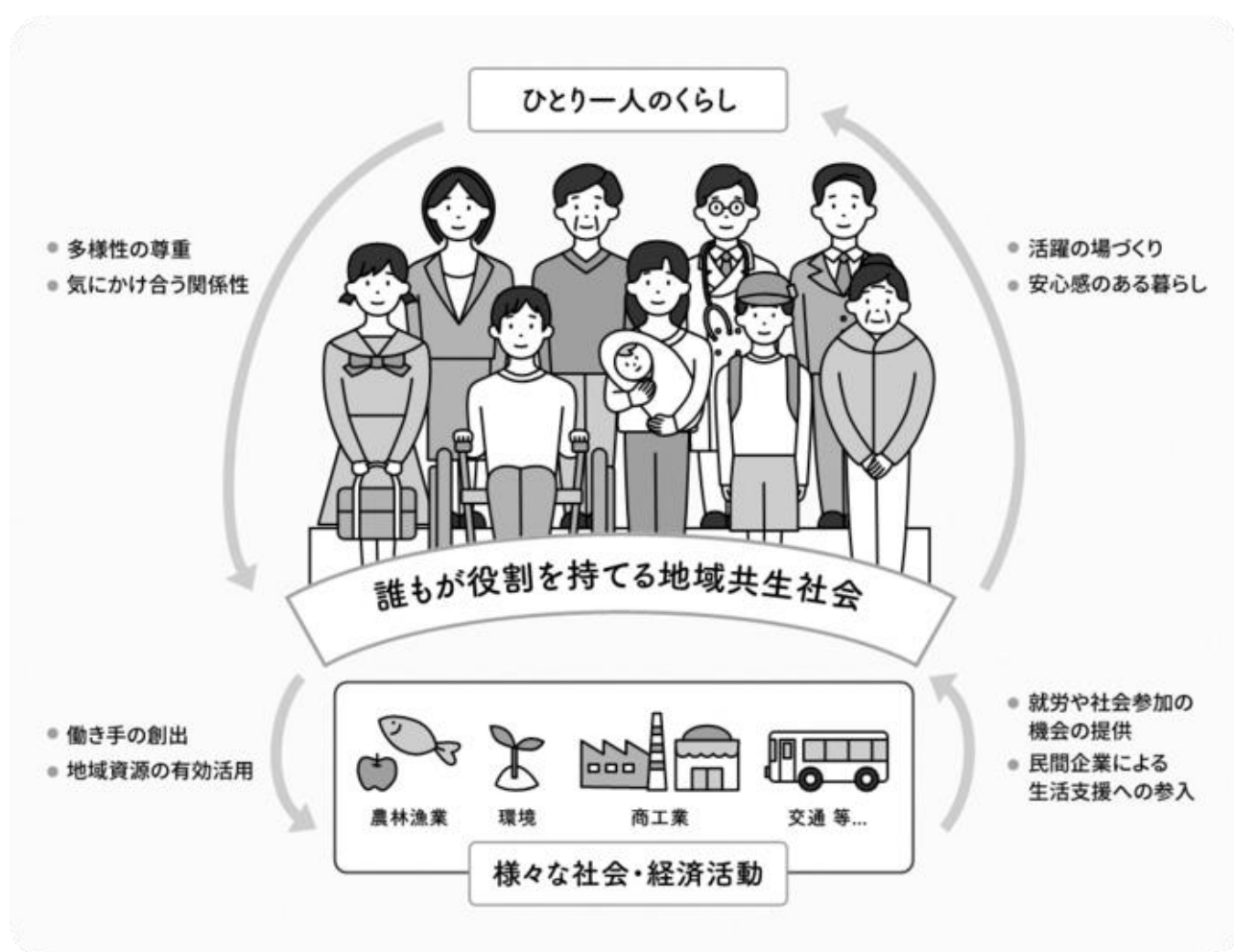
2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

4. 「地域共生社会」の実現に向けて

少子高齢、人口減少社会を背景とした社会・経済の存続が危惧される中、既存の高齢者介護や障がい者福祉サービスのあり方を大きく見直そうと、厚生労働省を主導に掲げられたのが「地域共生社会」の実現です。病気や障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らし続けられる社会の創造を基本理念とし、住民一人ひとりの助け合いや課題解決を推進するための新しい枠組みが導入されます。

厚生労働省が目指す地域共生社会では、医療・介護・障がい福祉制度ごとに「縦割り」で整備された公的な支援体制を見直し、個人や世帯が抱える問題に包括的に対応する支援体制へ転換することを掲げています。



第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の目的

(1)地域福祉計画・地域福祉活動計画

「地域福祉計画」とは、すべての人が地域で自立し、幸せな生活を送れるようにするための計画です。この計画では、地域の生活課題や支援が必要な人々を把握し、課題の発生を予防する仕組みを作り、解決を図ります。「社会福祉法」第107条の規定に基づき、「地域での支え合い、助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進していくことを目的として、町が中心となって策定しています。

「地域福祉活動計画」とは、住民やボランティア団体、福祉や介護関係の事業者等の民間団体が協力しながら、地域福祉を推進するための活動・行動計画です。「地域福祉計画」との整合性を保ちながら、「社会福祉法」第109条の規定により地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって策定します。

【「社会福祉法」(抜粋)】

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2)成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の包含

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

【「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(抜粋)】

(基本理念)

第3条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【「再犯の防止等の推進に関する法律」(抜粋)】

(基本理念)

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰することが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2. 計画期間

本町では、第1次平生町地域福祉計画（平成23年度から平成27年度まで）、第2次平生町地域福祉計画（平成28年度から令和2年度まで）の実践を踏まえ、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第3次平生町地域福祉計画」を策定しました。計画策定から5年を経過し、地域での現状や社会情勢も大きく変化していることから、このたび計画の見直しを行います。

本計画は、令和8年度から5年間を計画期間とし、高齢者、障がい者、子どもなどの福祉の各分野における施策を横断的・総合的に展開していくこととします。

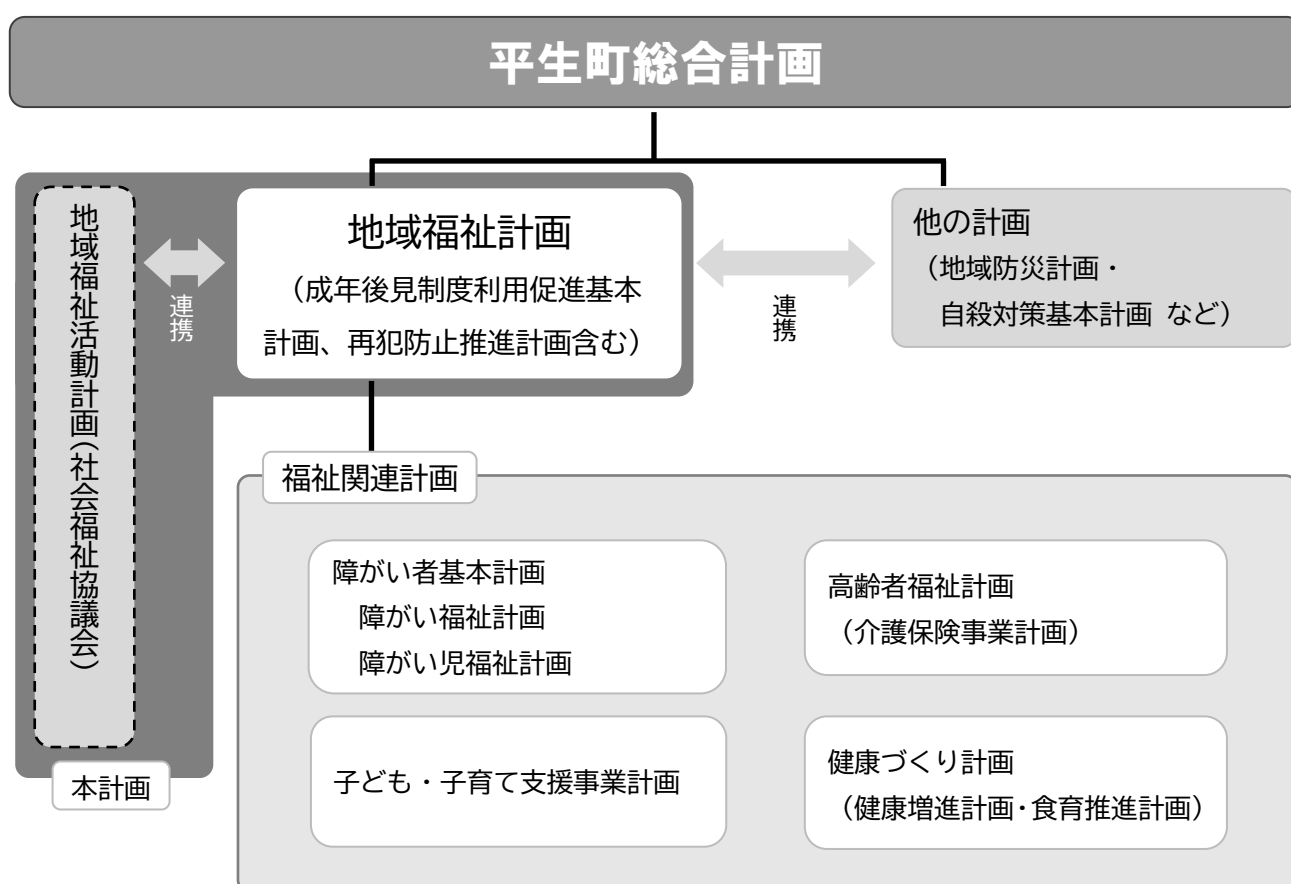
また、必要に応じて見直しをしていきます。

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
地域福祉計画	第3次					第4次					
地域福祉活動計画						第1次					
成年後見制度 利用促進基本計画	第1次					第2次					
再犯防止推進計画	第1次					第2次					
子ども・子育て支援事業計画	第2期				第3期						
高齢者福祉計画 (介護保険事業計画)	第8期			第9期			第10期				
障がい者基本計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第3次										
	第6期			第7期			第8期				
	第2期			第3期			第4期				
健康づくり計画（健康増 進計画・食育推進計画）	第3次					第4次					

3. 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられ、平生町総合計画を上位計画とし、本町に暮らすすべての住民を対象に、地域における福祉活動を推進するための基本計画です。福祉関連計画の上位計画として、地域福祉の視点から横断的・総合的に定めるものであり、各分野における施策は、それぞれの計画に基づき進めていくこととします。

また、地域福祉計画は町社会福祉協議会において策定する地域福祉活動計画とも深く関わっていることから、一体的に策定することとします。



4. 計画の策定体制

(1)住民アンケート調査

地域福祉計画策定のための基礎資料を得ることを目的とし、町内在住の 18 歳以上の男女 1,500 人を対象に住民アンケート調査を実施しました。

調査の実施概要

- 調査対象者 : 町内に在住の 18 歳以上の町民
- 対象数 : 1,500 人
- 調査期間 : 令和 7 年 1 月 9 日～1 月 31 日
- 調査方法 : 郵送による配布、郵送・インターネットによる回収
- 回収結果 : 879 件 (58.6%)

(2)平生町地域福祉計画策定委員会の設置

委員会は、コミュニティ協議会等の地域関係者、福祉・介護サービス提供事業者、地域包括支援センター、地域福祉活動実践者（民生委員・児童委員²、社会福祉協議会³、ボランティア⁴活動者、高齢者関係団体など）、児童・教育関係の代表者等で構成され、計画の進捗管理や評価、計画の推進に対する助言や修正等を担っています。

この度の策定にあたっては、それぞれの立場や住民の視点になって意見等を集約し、計画の策定に関する検討を行いました。

(3)パブリック・コメント

本計画の策定にあたり、住民から広く意見や情報を募集するため、計画原案についてパブリック・コメント（意見募集）を行いました。

² 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々のこと。地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う児童委員も兼ねている。

³ 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人で、地域福祉活動の推進母体。自分たちの住む地域にあった福祉事業を行い、住みやすいまちづくりを目指して活動している。

⁴ ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することを指す。その内容・形態は多様となっている。

第3章 地域福祉を取り巻く状況

1. 平生町の現状

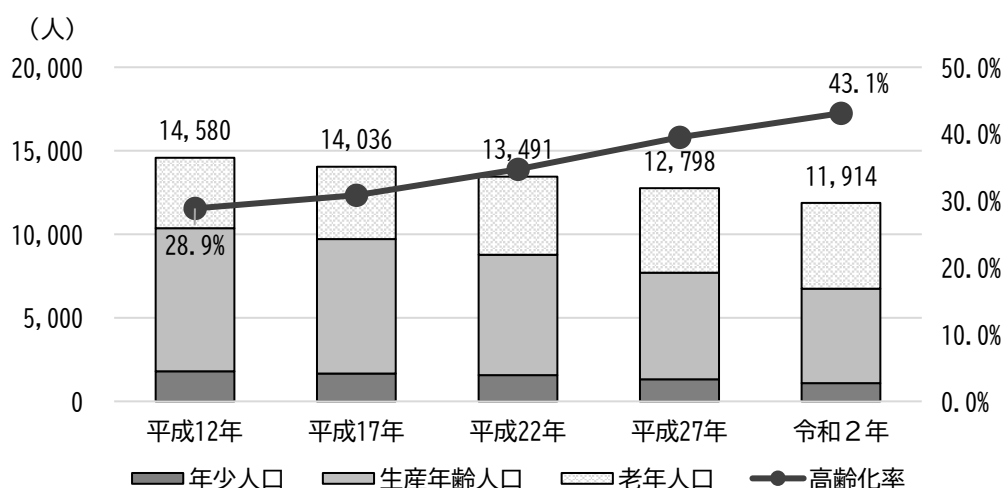
(1)人口の推移

本町の人口は、平成12年以降減少傾向が続いています。

また、年齢3区分別人口割合を見てみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）について、減少傾向にありますが、老年人口（65歳以上）については増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。高齢化率は令和2年時点で43.1%となっています。

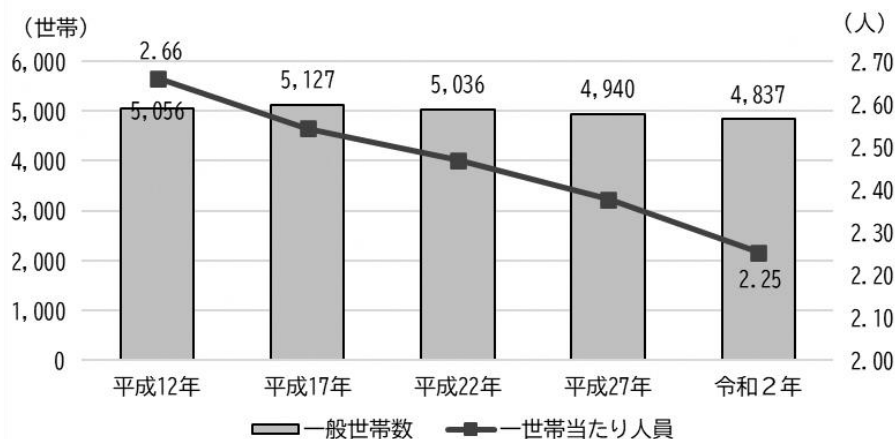
世帯数と一世帯当たり人員をみると、世帯数は概ね横ばいですが一世帯あたり人員は減少が続いており、核家族化や単身世帯の増加が進んでいることがうかがえます。

◆人口・年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

◆世帯数・一世帯当たり人員の推移

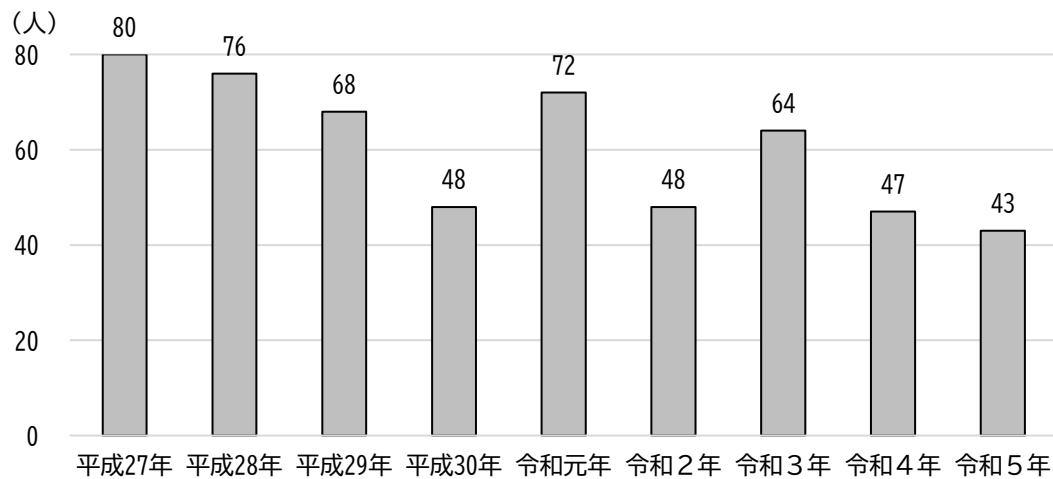


資料：国勢調査

(2)出生数の推移

出生数は年によって増減がありますが、全体的に減少傾向となっています。

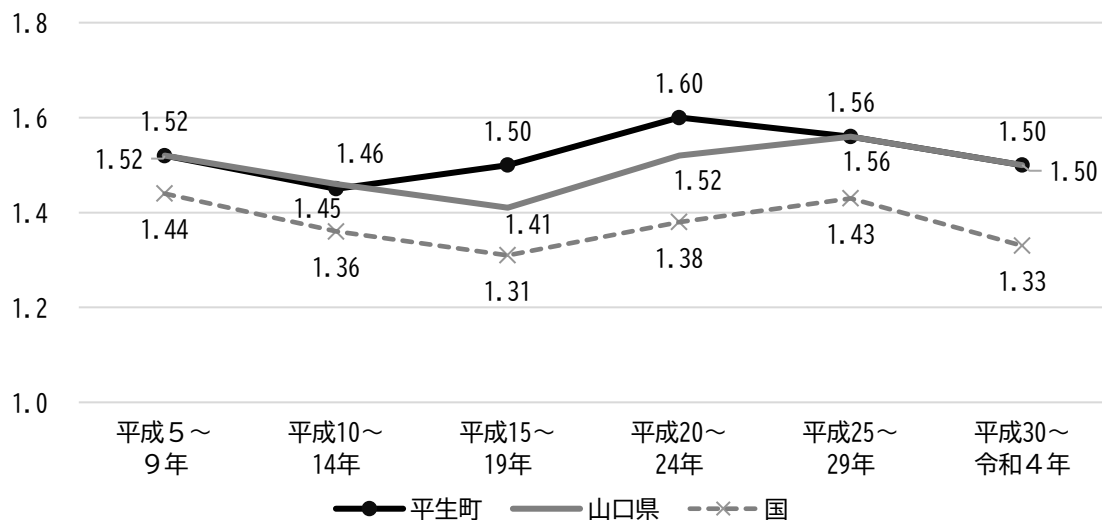
◆出生数の推移



資料：人口動態統計

本町の合計特殊出生率は、平成15年から平成24年までは国や県を上回っていましたが、平成25年以降は減少に転じ、県と同程度となっています。依然として、人口維持に必要な2.07は下回っており、少子化は進んでいます。

◆合計特殊出生率の推移

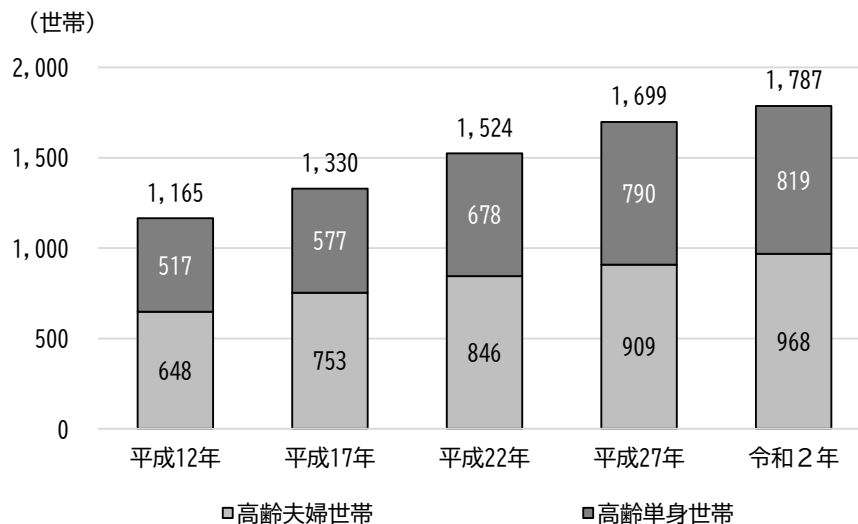


資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(3)高齢者数等の状況

高齢化の進行に伴い、高齢者のみ世帯数も増加しています。令和2年時点で、高齢夫婦世帯は819世帯、高齢単身世帯は968世帯、高齢者のみ世帯は計1,787世帯となっています。

◆高齢者のみ世帯数の推移



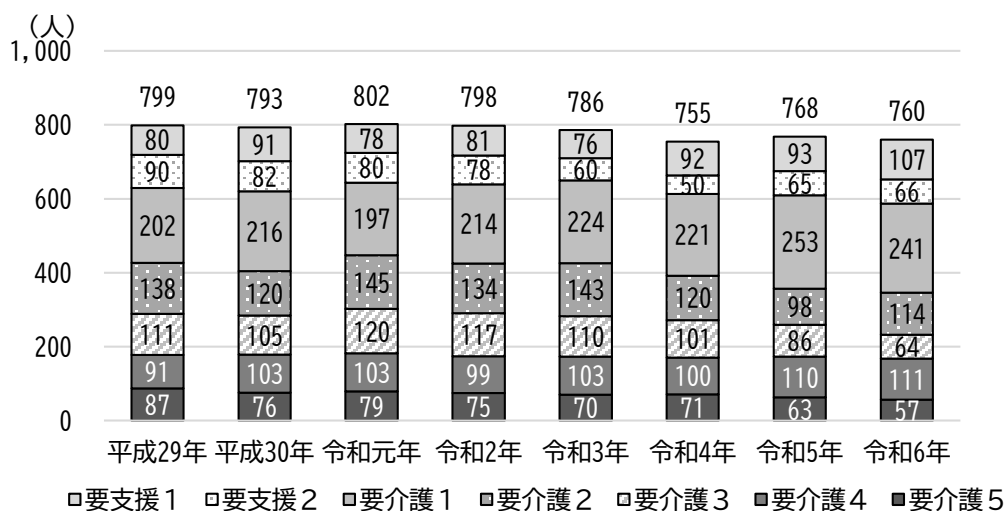
資料：国勢調査

(4)要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者の推移を見ると、要介護認定者数は横ばいですが、高齢者数が増加しているため、要介護認定率⁵については、減少傾向にあります。

要介護度別の認定者数の推移を見ると、いずれの介護度も横ばい傾向にあります。

◆要支援・要介護認定者数の推移(各年3月末)



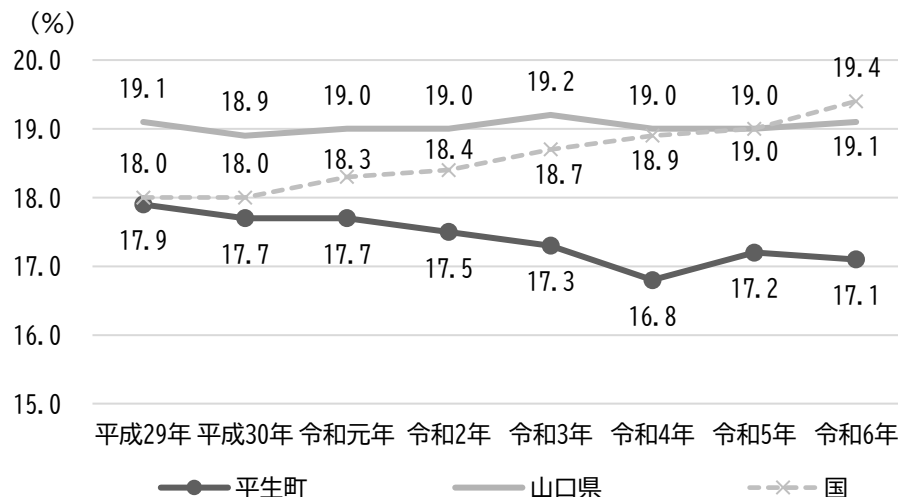
資料：見える化システム

⁵ 要介護認定率

特定の地域や年齢層において、要介護または要支援の認定を受けた人の割合を示す指標。

要支援・要介護認定率は減少傾向にあり、国や県と比較して低い状況が続いています。

◆要支援・要介護認定率の推移(各年3月末)



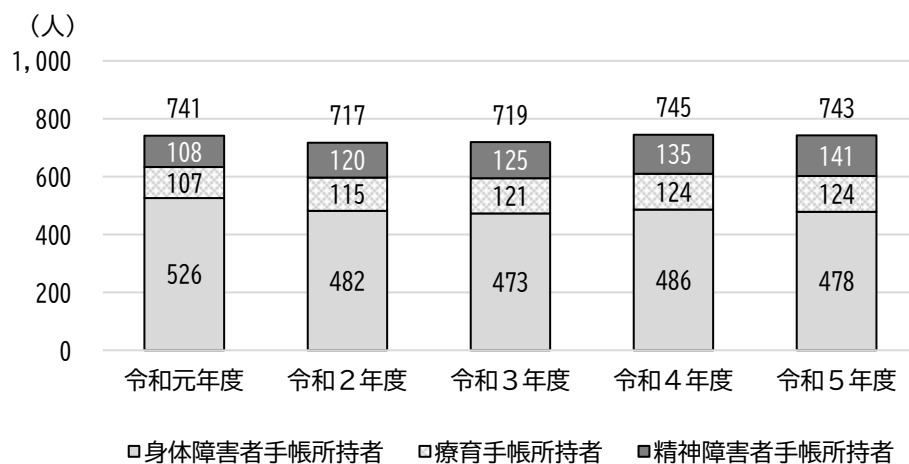
資料:見える化システム

(5)障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は令和3年度までは減少傾向にありましたが、令和4年度に増加に転じ、令和5年度では478人となっています。

療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年度で療育手帳所持者数は124人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は141人となっています。

◆障害者手帳所持者数の推移(各年3月末)

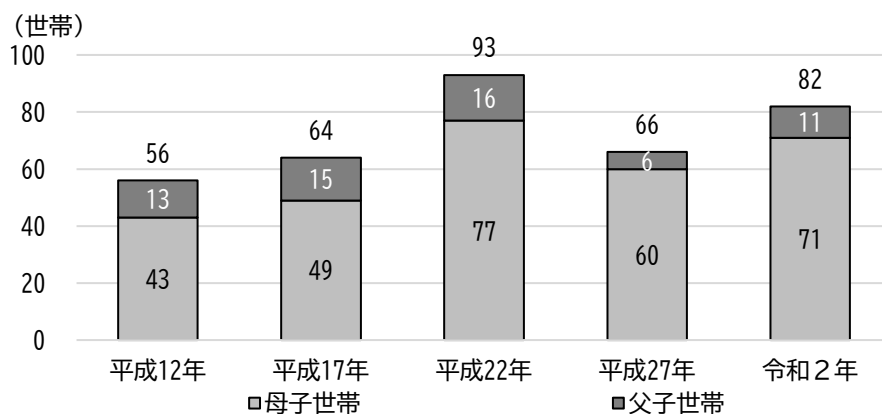


資料:平生町

(6) その他支援を要する人々の状況

ひとり親世帯数の推移をみると、令和2年時点で母子世帯が71世帯、父子世帯が11世帯となっています。

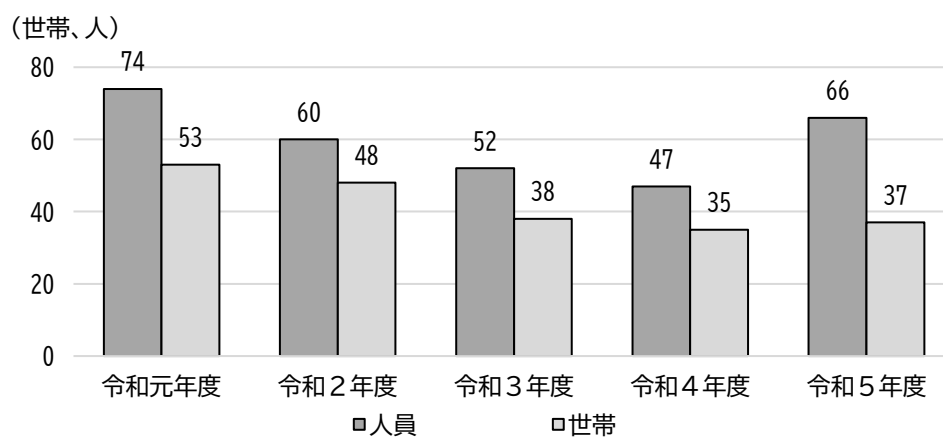
◆ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

生活保護法に基づく生活保護費を受給した人は、令和5年度では37世帯、66人となっています。令和元年度以降、人数・世帯数ともに減少傾向にありましたが、令和5年度では人数が増加しています。

◆生活保護世帯及び人員数の推移

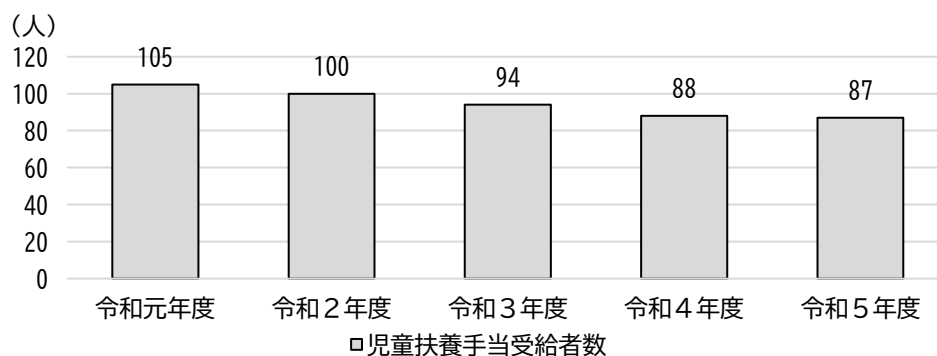


資料：平生町

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を目的として支給される手当です。

令和5年度では87人が受給しており、減少傾向で推移しています。

◆児童扶養手当受給者数



資料：平生町

(7)民生委員・児童委員の相談活動件数（令和6年度）

(1)分野別相談・支援件数

(件)

	民生委員・児童委員
高齢者に関すること	468
障がい者に関すること	62
子どもに関すること	139
その他	55
計	724

(2)内容別相談・支援件数

(件)

	民生委員・児童委員
在宅福祉	150
介護保険	8
健康・保健医療	15
子育て・母子保健	10
子どもの地域生活	55
子どもの教育・学校生活	34
生活費	14
年金・保険	0
仕事	1
家族関係	11
住居	5
生活環境	27
日常的な支援	156
その他	238
計	724

(8)第 3 次計画の進捗状況

内容	令和 2 年度 (前計画策定時)	令和 7 年度 目標値	令和 7 年度 実績見込
ボランティアセンターの設置とボランティア登録数	—	15 団体 (250 人) 個人 (50 人)	未実施
地域福祉活動等への活動支援マニュアルの作成	マニュアルなし	マニュアルの作成	未実施
地域協議 (地区社協、民生委員・児童委員、町社協、行政地区担当職員) の実施地区数	0	全地区	未実施
地区単位、学校区単位で地域の課題を協議する体制づくり	—	8 か所	未実施
福祉関係者交流会の実施	0 回	2 回	3 回 (R 5、6、7 年度) ※地域支援者による 合同研修会の開催
子ども家庭総合支援拠点の設置	0	1	1 ※令和 7 年 4 月に こども家庭センター を設置

2. アンケート調査からの課題

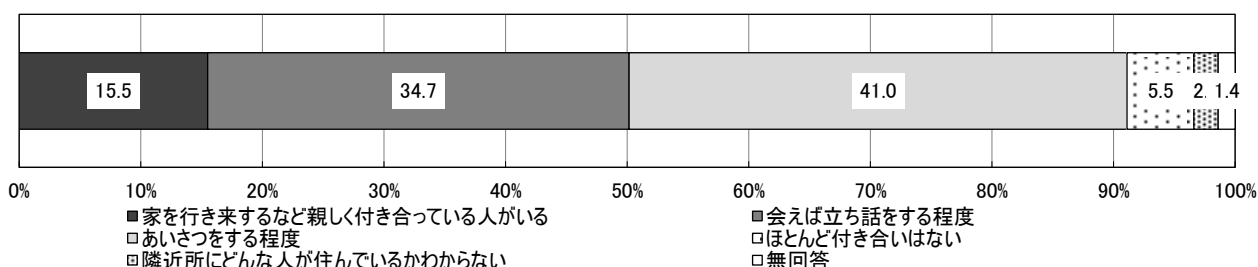
①近所付き合いや地域での暮らしについて

近所付き合いの程度について、「あいさつをする程度」が 41.0%で最も高くなっています。次いで「会えば立ち話をする程度」が 34.7%、「家を行き来するなど親しく付き合っている人がある」が 15.5%で続いています。

年代別にみると、『40 歳未満』『40～64 歳』は他の年代に比べて、「あいさつをする程度」の割合が高く、若い世代において近所付き合いの希薄化が進んでいると考えられます。

【近所付き合いの程度】

(SA) n=879



【近所付き合いの程度×年代クロス】

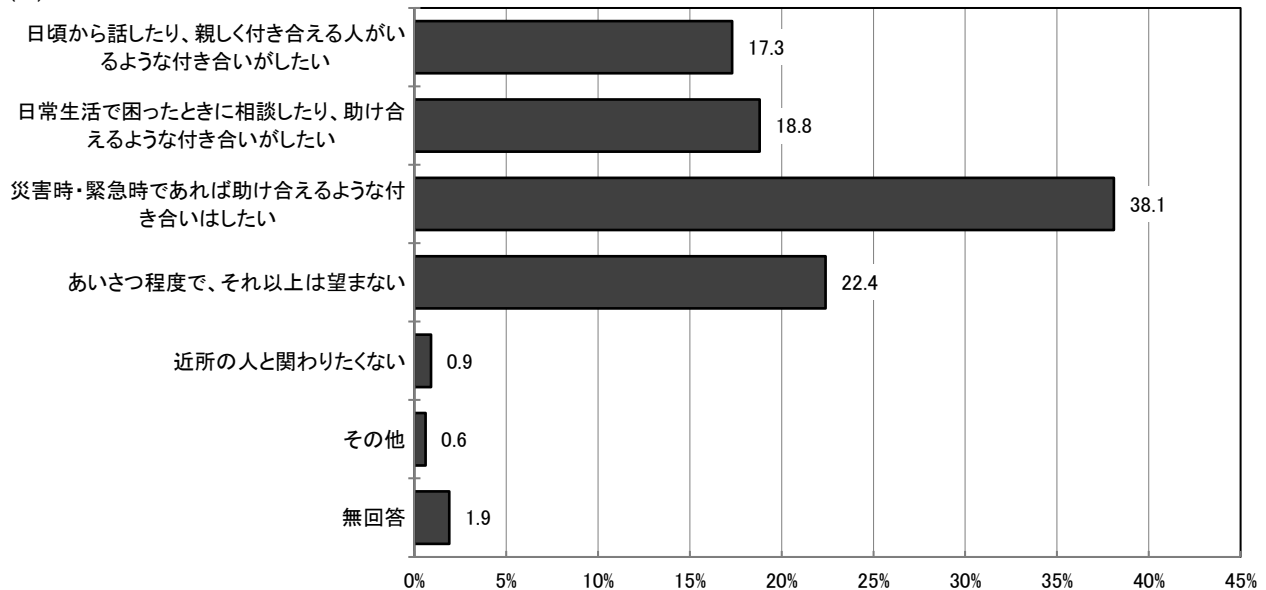
	年齢				
	全体 n=879	40歳未満 n=90	40～64歳 n=317	65～74歳 n=168	75歳以上 n=292
家を行き来するなど親しく付き合っている人がある	15.5	4.4	6.3	16.7	27.7
会えば立ち話をする程度	34.7	17.8	27.1	43.5	43.5
あいさつをする程度	41.0	60.0	54.6	36.9	22.9
ほとんど付き合いはない	5.5	12.2	7.6	1.8	3.4
隣近所にどんな人が住んでいるかわからない	2.0	5.6	3.5	0.6	0.3
無回答	1.4	—	0.9	0.6	2.1

今後の近所付き合いについて「災害時・緊急時であれば助け合えるような付き合いはしたい」が 38.1%で最も高く、次いで「あいさつ程度で、それ以上は望まない」が 22.4%、「日常生活で困ったときに相談したり、助け合えるような付き合いがしたい」が 18.8%で続いています。

年代別にみると、40 歳未満では「あいさつ程度で、それ以上は望まない」の割合が他の年代と比較してやや高くなっています。

【今後の近所付き合いの希望】

(SA) n=879



【今後の近所付き合いの希望 × 年代】

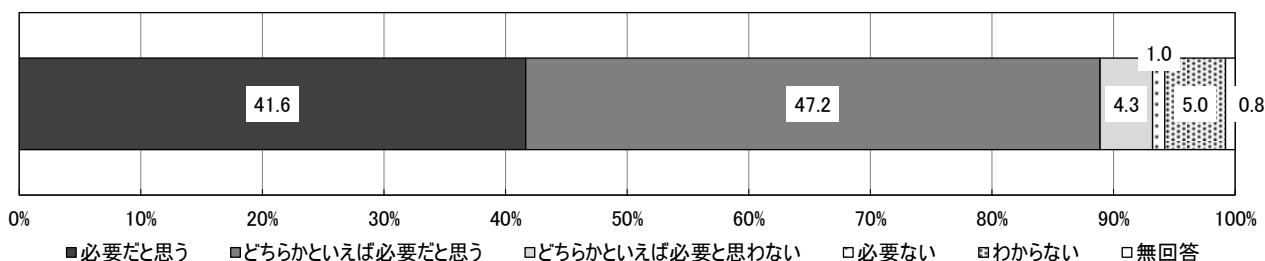
	年齢				
	全体 n=879	40歳未満 n=90	40～64歳 n=317	65～74歳 n=168	75歳以上 n=292
日頃から話したり、親しく付き合える人がいるような付き合いがしたい	17.3	4.4	8.8	17.9	29.5
日常生活で困ったときに相談したり、助け合えるような付き合いがしたい	18.8	17.8	17.0	17.9	21.6
災害時・緊急時であれば助け合えるような付き合いはしたい	38.1	44.4	45.1	39.9	28.4
あいさつ程度で、それ以上は望まない	22.4	32.2	26.2	22.6	15.4
近所の人と関わりたくない	0.9	1.1	1.9	0.6	—
その他	0.6	—	0.6	—	1.0
無回答	1.9	—	0.3	1.2	4.1

住民相互の助け合いについて、「どちらかといえば必要だと思う」が 47.2%で最も高くなっています。次いで「必要だと思う」が 41.6%、「わからない」が 5.0%で続いています。

年代別にみると、すべての年代で「必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」の割合が高くなっており、近所付き合いの希薄化が進む若い世代においても助け合いの必要性は認識されていることがうかがえます。日頃の近所付き合いが困った時の助け合いにつながることを周知し、隣近所での支え合う関係性の構築に取り組むことが求められます。

【住民相互の助け合いの必要性】

(SA) n=879



【住民相互の助け合いの必要性×年代クロス】

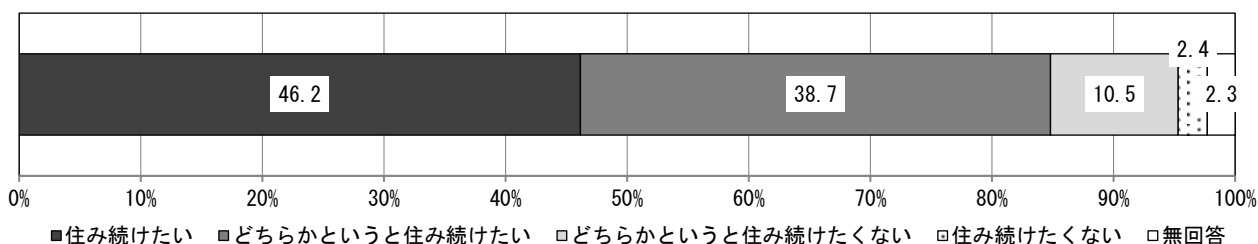
	年齢				
	全体 n=879	40歳未満 n=90	40～64歳 n=317	65～74歳 n=168	75歳以上 n=292
必要だと思う	41.6	27.8	31.5	41.7	57.2
どちらかといえば必要だと思う	47.2	60.0	52.7	52.4	34.6
どちらかといえば必要と思わない	4.3	6.7	7.3	1.8	2.1
必要ない	1.0	2.2	1.3	0.6	0.3
わからない	5.0	3.3	6.9	3.6	4.5
無回答	0.8	—	0.3	—	1.4

今の地域に住み続けたいと思うかについて、「住み続けたい」が 46.2%で最も高く、次いで「どちらかというに住み続けたい」が 38.7%、「どちらかというに住み続けたくない」が 10.5%で続いています。

年齢別にみると、40 歳未満は他の年代に比べて、「どちらかというに住み続けたい」の割合が高く、「住み続けたい」の割合が低くなっています。

【今住んでいる地域に住み続けたいと思うか】

(SA) n=879



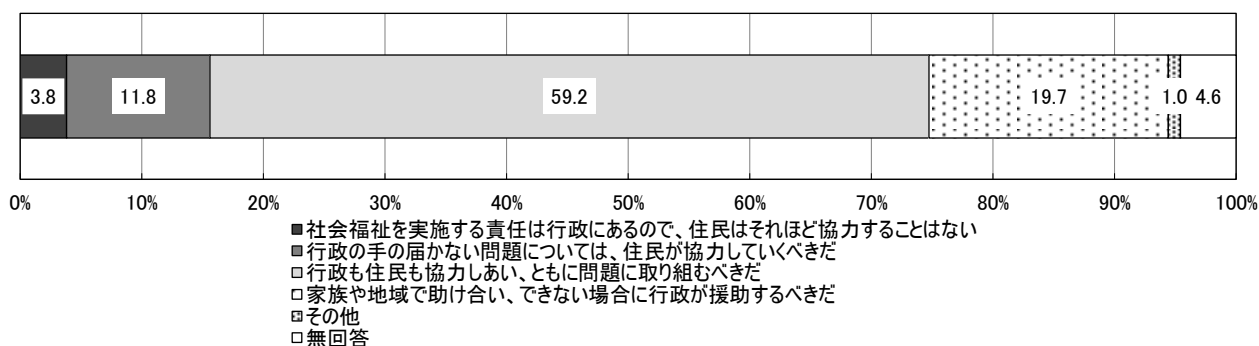
【今住んでいる地域に住み続けたいと思うか×年代クロス】

	年齢				
	全体 n=879	40歳未満 n=90	40～64歳 n=317	65～74歳 n=168	75歳以上 n=292
住み続けたい	46.2	26.7	42.3	47.6	55.5
どちらかというに住み続けたい	38.7	51.1	40.7	41.1	31.8
どちらかというに住み続けたくない	10.5	15.6	14.8	6.5	6.5
住み続けたくない	2.4	5.6	2.2	2.4	1.7
無回答	2.3	1.1	—	2.4	4.5

だれもが住みやすい地域をつくるための行政と地域の関係性について、「行政も住民も協力しあい、ともに問題に取り組むべきだ」が約6割を占めており、身の回りの生活課題を行政や地域の協力により解決する意識は浸透していることがうかがえます。隣近所での助け合い等の実践につなげていけるよう促すことが重要です。

【行政と地域住民との関係】

(SA) n=879



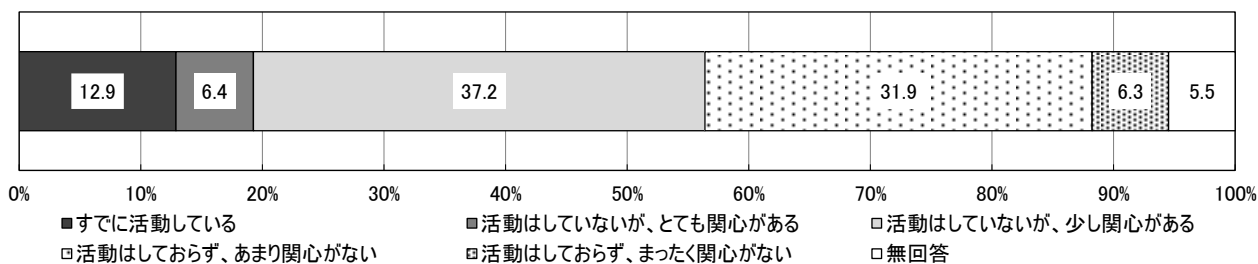
②地域での活動について

地域福祉活動について、「活動はしていないが、少し関心がある」が 37.2%で最も高くなっています。次いで「活動はしておらず、あまり関心がない」が 31.9%、「すでに活動している」が 12.9%で続いています。

年代別にみると、40 歳未満は他の年代と比較して「活動はしておらず、あまり関心がない」の割合が高くなっています。

【地域福祉活動への関心】

(SA) n=879



【地域福祉活動への関心 × 年代クロス】

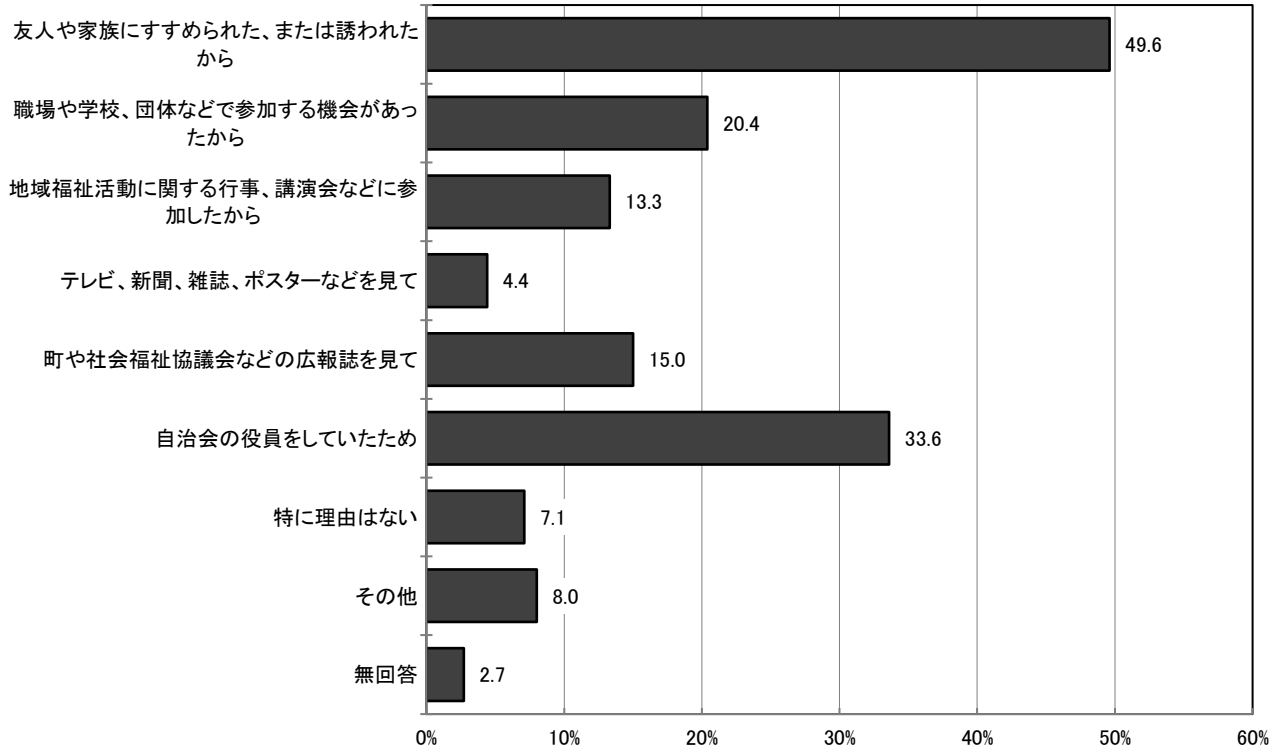
	年齢				
	全体 n=879	40歳未満 n=90	40～64歳 n=317	65～74歳 n=168	75歳以上 n=292
すでに活動している	12.9	1.1	10.1	21.4	14.7
活動はしていないが、とても関心がある	6.4	5.6	4.4	4.2	10.3
活動はしていないが、少し関心がある	37.2	38.9	36.9	35.1	37.7
活動はしておらず、あまり関心がない	31.9	43.3	37.2	30.4	24.0
活動はしておらず、まったく関心がない	6.3	11.1	7.9	3.6	4.5
無回答	5.5	—	3.5	5.4	8.9

地域活動に参加するきっかけについて、「友人や家族にすすめられた、または誘われたから」が 49.6%で最も高くなっています。次いで「自治会の役員をしていたため」が 33.6%、「職場や学校、団体などで参加する機会があったから」が 20.4%で続いています。

現在参加したことのない層においても、誘い合いでの参加や集団での参加をきっかけに、実践や継続につなげられる可能性があると考えられます。

【地域福祉活動へ参加するきっかけ(すでに活動している方)】

(MA) n=113

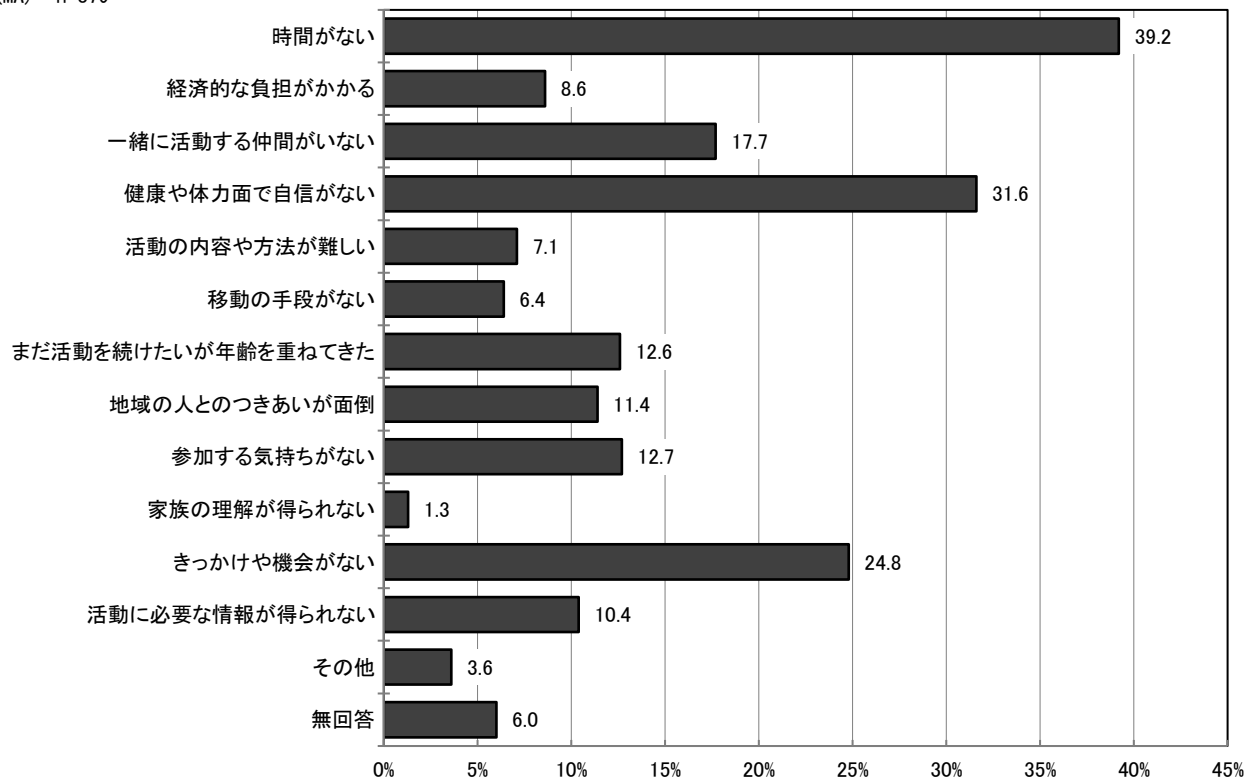


地域活動への参加の妨げになることとして、「時間がない」が 39.2%で最も高くなっています。次いで「健康や体力面で自信がない」が 31.6%、「きっかけや機会がない」が 24.8%が続いています。

年代別にみると、参加している割合や関心のある割合の低い 40 歳未満と 40～64 歳では、他の年代に比べて、「時間がない」の割合が高くなっています。

【地域福祉活動への参加の妨げになっていること】

(MA) n=879



【地域福祉活動への参加の妨げになっていること×年代クロス】

	年齢				
	全体 n=879	40歳未満 n=90	40～64歳 n=317	65～74歳 n=168	75歳以上 n=292
時間がない	39.2	67.8	64.0	31.0	9.6
経済的な負担がかかる	8.6	12.2	13.9	6.5	3.4
一緒に活動する仲間がいない	17.7	17.8	17.7	20.2	16.8
健康や体力面で自信がない	31.6	8.9	13.2	39.9	52.7
活動の内容や方法が難しい	7.1	5.6	8.8	7.1	5.8
移動の手段がない	6.4	5.6	1.6	5.4	12.3
まだ活動を続けたいが年齢を重ねてきた	12.6	—	1.6	10.7	29.1
地域の人とのつきあいが面倒	11.4	16.7	15.1	9.5	6.8
参加する気持ちがない	12.7	18.9	13.6	11.3	10.3
家族の理解が得られない	1.3	—	1.3	—	2.4
きっかけや機会がない	24.8	33.3	29.3	28.6	15.1
活動に必要な情報が得られない	10.4	11.1	11.7	11.9	8.2
その他	3.6	2.2	4.1	4.2	3.1
無回答	6.0	—	2.8	6.5	10.6

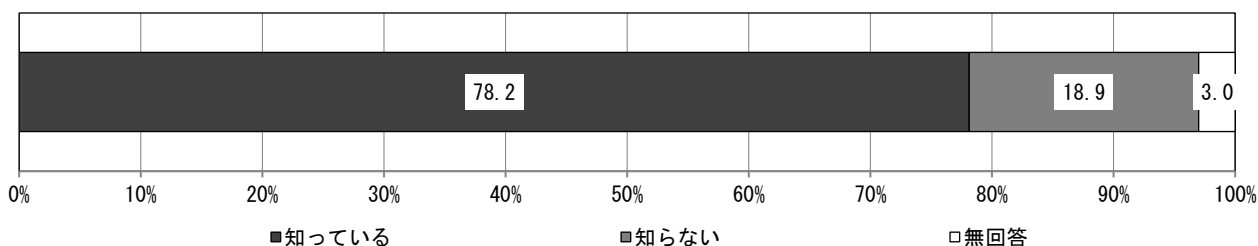
③防災について

地域の避難場所を知っている割合は 78.2%、知らない割合は 18.9%となっています。

世帯構成別にみると、ひとり親世帯のうち 32.0%、単身世帯のうち 24.1%が避難場所を知らないと回答しており、有事の際に迅速に避難ができるよう備えておくことが求められます。

【地域の避難場所を知っている割合】

(SA) n=879



【地域の避難場所を知っている割合×世帯構成別クロス】

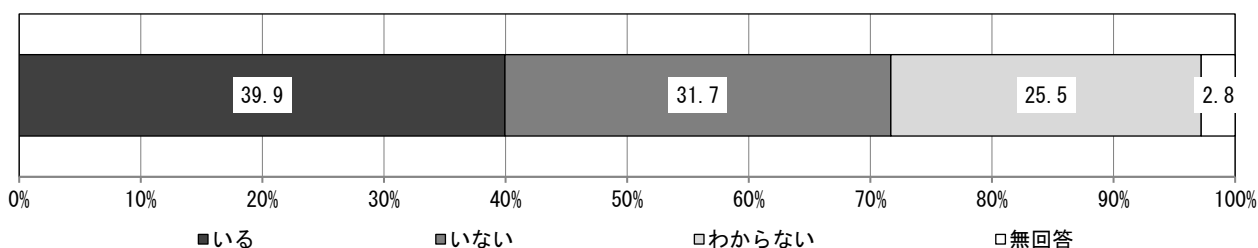
	全体 n=879	ひとり暮らし n=141	夫婦ふたり暮らし n=324	夫婦とその子ども (2世代同居) n=210	ひとり親とその子ども n=75	親(祖父母)と夫婦と子ども (3世代同居) n=38	その他 n=79
知っている	78.2	71.6	85.8	77.1	64.0	81.6	74.7
知らない	18.9	24.1	12.3	21.0	32.0	15.8	20.3
無回答	3.0	4.3	1.9	1.9	4.0	2.6	5.1

災害発生時に手助けが必要な人について、身近に「いる」と答えた割合は 39.9%、「いない」と答えた割合は 31.7%、「わからない」と答えた割合は 25.5%となっています。

年代別にみると、40歳未満では半数近くが「わからない」と回答しており、近所付き合いが希薄なことも要因と考えられます。災害時には近隣住民同士の助け合いが非常に重要となることから、日頃から関わりを持つことができるよう、周知・啓発に取り組むことが求められます。

【災害発生時に手助けが必要な人が身近にいるか】

(SA) n=879



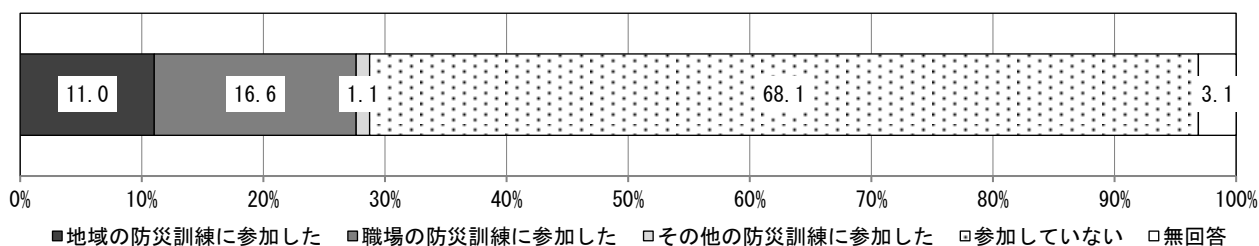
【災害発生時に手助けが必要な人が身近にいるか×年代別クロス】

	年齢				
	全体 n=879	40歳未満 n=90	40～64歳 n=317	65～74歳 n=168	75歳以上 n=292
いる	39.9	32.2	41.3	36.3	42.1
いない	31.7	23.3	30.6	39.9	31.8
わからない	25.5	44.4	28.1	20.8	19.5
無回答	2.8	—	—	3.0	6.5

過去1年以内に防災訓練に参加した割合は、地域や職場等を合わせて28.7%となっています。
7割近くが防災訓練に参加しておらず、誰もが参加できる機会づくりが求められます。

【過去1年間に防災訓練に参加した割合】

(SA) n=879



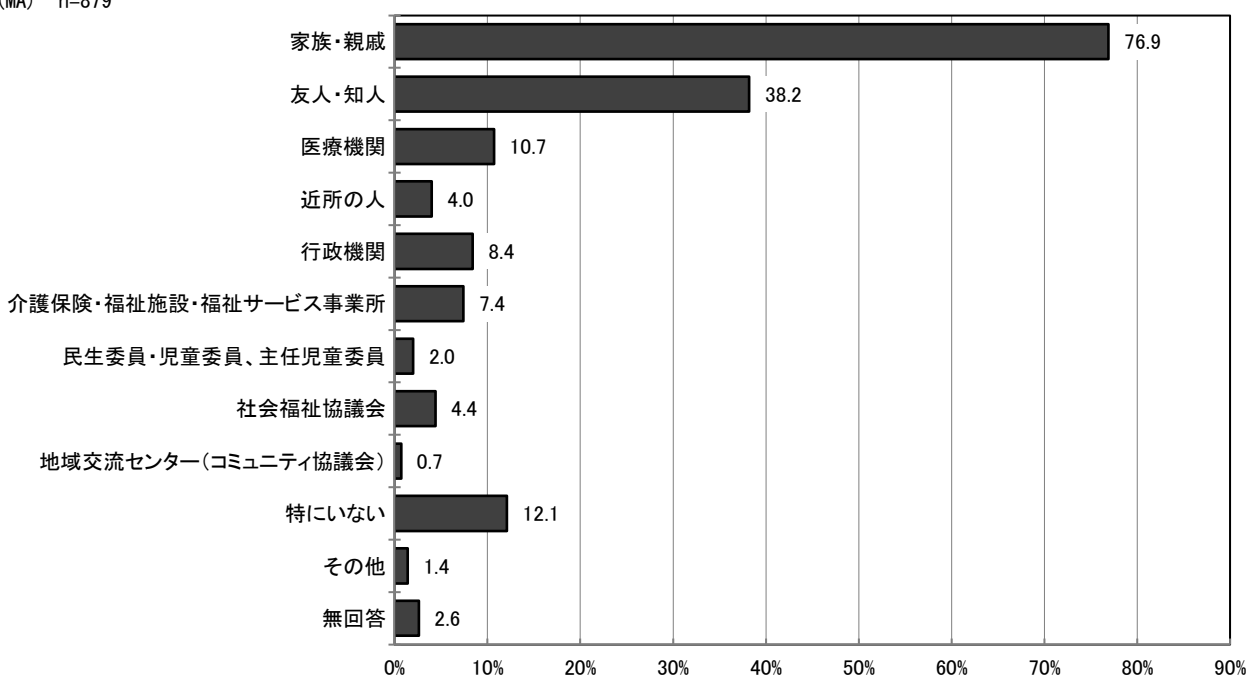
④相談支援について

悩みや困りごとの相談先は、家族・親戚や友人・知人など身近な人に相談する割合が高くなっており、公的な相談窓口へ相談する割合は低い状況です。一方で、「特にない」の割合は12.1%となっており、相談先のない人が困りごとを抱えた際に相談窓口につなぐことのできる取組が求められます。

「特にない」の割合について、年代別にみると40～64歳と65～74歳、世帯構成別にみるとひとり親世帯においてやや高くなっています。近所付き合いの程度別にみると、親しい近所付き合いをしていないほど「特にない」の割合が高くなる傾向がみられ、困りごとを抱えた状態で孤立することのないよう、必要な時に相談できる環境づくりが重要です。

【悩みや困りごとの相談先】

(MA) n=879



【悩みや困りごとの相談先×年代クロス】

	年齢				
	全体 n=879	40歳未満 n=90	40～64歳 n=317	65～74歳 n=168	75歳以上 n=292
家族・親戚	76.9	84.4	76.7	73.2	77.1
友人・知人	38.2	65.6	45.1	35.7	24.0
医療機関	10.7	7.8	7.6	12.5	14.0
近所の人	4.0	2.2	3.2	4.8	5.1
行政機関	8.4	3.3	8.2	7.1	11.0
介護保険・福祉施設・福祉サービス事業所	7.4	－	6.3	5.4	11.6
民生委員・児童委員、主任児童委員	2.0	－	0.9	2.4	3.8
社会福祉協議会	4.4	－	0.9	3.6	10.3
地域交流センター(コミュニティ協議会)	0.7	－	－	0.6	1.4
特にない	12.1	7.8	13.2	16.1	9.9
その他	1.4	1.1	1.9	－	1.7
無回答	2.6	－	0.6	1.8	5.8

【悩みや困りごとの相談先×世帯構成別クロス】

	全体 n=879	ひとり暮らし n=141	夫婦ふたり暮らし n=324	夫婦とその子ども(2世代同居) n=210	ひとり親とその子ども n=75	親(祖父母)と夫婦と子ども(3世代同居) n=38	その他 n=79
家族・親戚	76.9	72.3	78.4	82.4	66.7	86.8	69.6
友人・知人	38.2	39.0	30.2	46.7	40.0	39.5	45.6
医療機関	10.7	8.5	12.0	8.6	18.7	－	10.1
近所の人	4.0	5.7	4.6	1.4	5.3	－	6.3
行政機関	8.4	8.5	11.1	5.7	2.7	5.3	7.6
介護保険・福祉施設・福祉サービス事業所	7.4	5.0	9.9	4.8	8.0	2.6	10.1
民生委員・児童委員、主任児童委員	2.0	2.8	2.5	1.4	4.0	－	－
社会福祉協議会	4.4	4.3	6.2	1.9	6.7	－	3.8
地域交流センター(コミュニティ協議会)	0.7	0.7	1.5	－	－	－	－
特にない	12.1	12.8	10.2	12.4	21.3	10.5	11.4
その他	1.4	2.8	0.3	1.0	2.7	2.6	2.5
無回答	2.6	3.5	2.8	1.0	2.7	2.6	3.8

【悩みや困りごとの相談先×近所付き合いの程度別クロス】

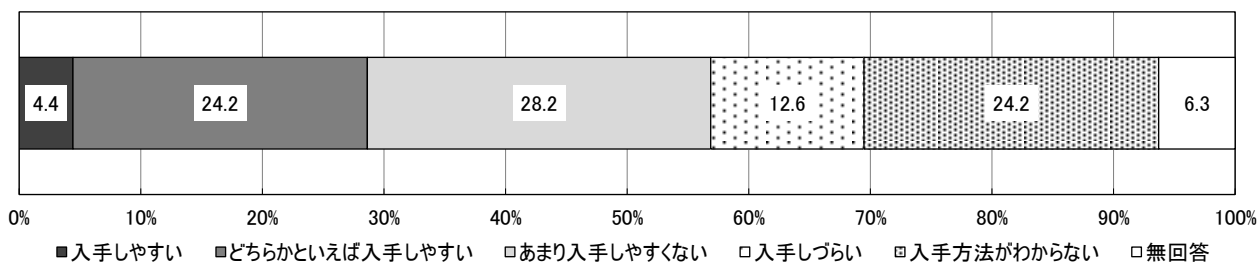
	全体 n=879	家を行き 来するな ど親しく 付き合っ ている人 がいる n=136	会えば立 ち話をす る程度 n=305	あいさつ をする程 度 n=360	ほとんど 付き合い はない n=48	隣近所に どんな人 が住んで いるかわ からない n=18
家族・親戚	76.9	80.9	83.0	72.8	66.7	66.7
友人・知人	38.2	45.6	34.8	38.6	37.5	38.9
医療機関	10.7	19.1	11.5	7.2	8.3	5.6
近所の人	4.0	7.4	7.9	0.3	—	—
行政機関	8.4	9.6	8.5	6.9	16.7	5.6
介護保険・福祉施設・福祉サービス事業所	7.4	5.1	8.2	6.9	12.5	5.6
民生委員・児童委員、主任児童委員	2.0	3.7	2.3	1.4	2.1	—
社会福祉協議会	4.4	7.4	5.2	1.9	10.4	—
地域交流センター(コミュニティ協議会)	0.7	0.7	1.0	0.6	—	—
特にいない	12.1	5.1	10.5	14.7	16.7	27.8
その他	1.4	2.2	1.3	1.1	—	—
無回答	2.6	5.9	2.3	1.4	—	—

⑤福祉に関する情報について

福祉に関する情報を「入手しやすい」「どちらかといえば入手しやすい」と回答した割合は、合わせて 28.6%にとどまっています。情報の入手方法がわからなかったり、入手しやすいとは感じていないと回答した割合が高くなっており、ニーズに応じた方法での情報発信が求められます。

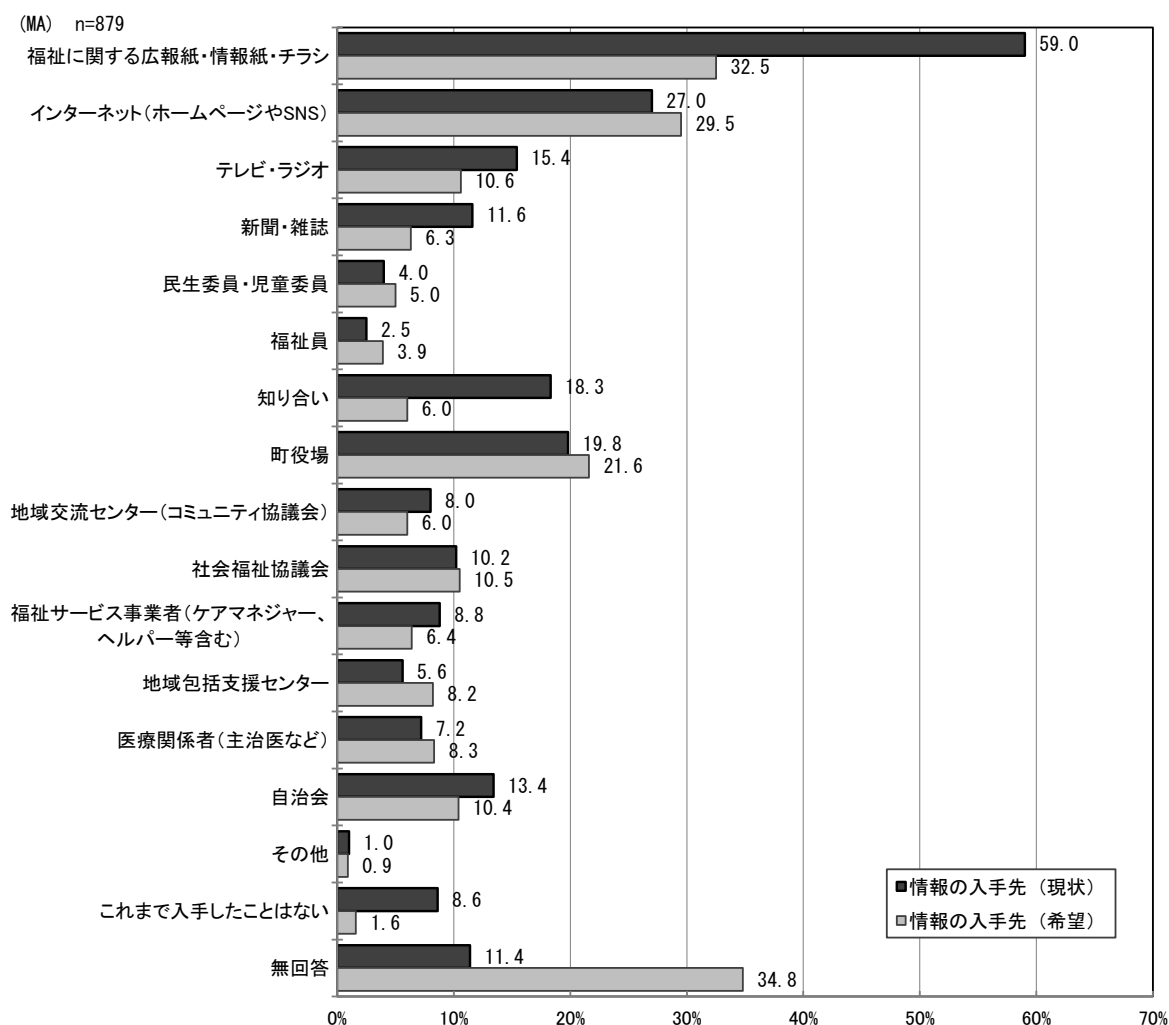
【福祉に関する情報の入手しやすさ】

(SA) n=879



情報の入手先について、「インターネット（ホームページやSNS）」や「福祉員」「町役場」などは、希望が現状を上回っています。住民にとって身近な場所で必要な情報を提供できるよう、情報提供の体制を強化することが求められます。

【情報の入手先の現状と希望】

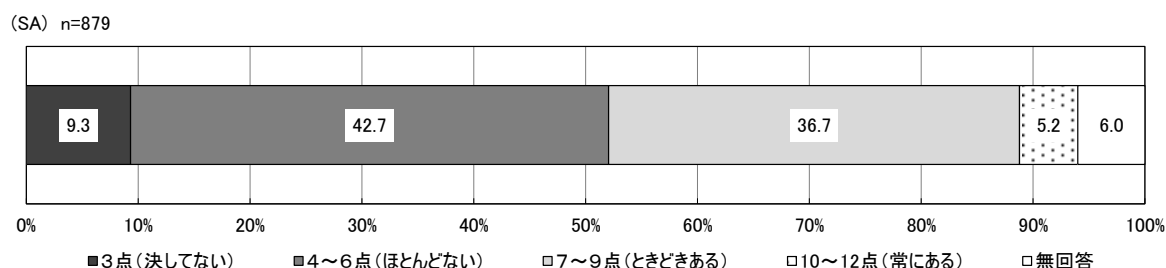


⑥孤独・孤立について

孤独・孤立について、孤独感を感じる事が「ときどきある」「常にある」を合わせると 41.9% の人が孤独感を感じています。

年齢別にみると、特に 40～64 歳において「ときどきある」「常にある」を合わせた割合が高くなっています。

【孤独・孤立の状況】

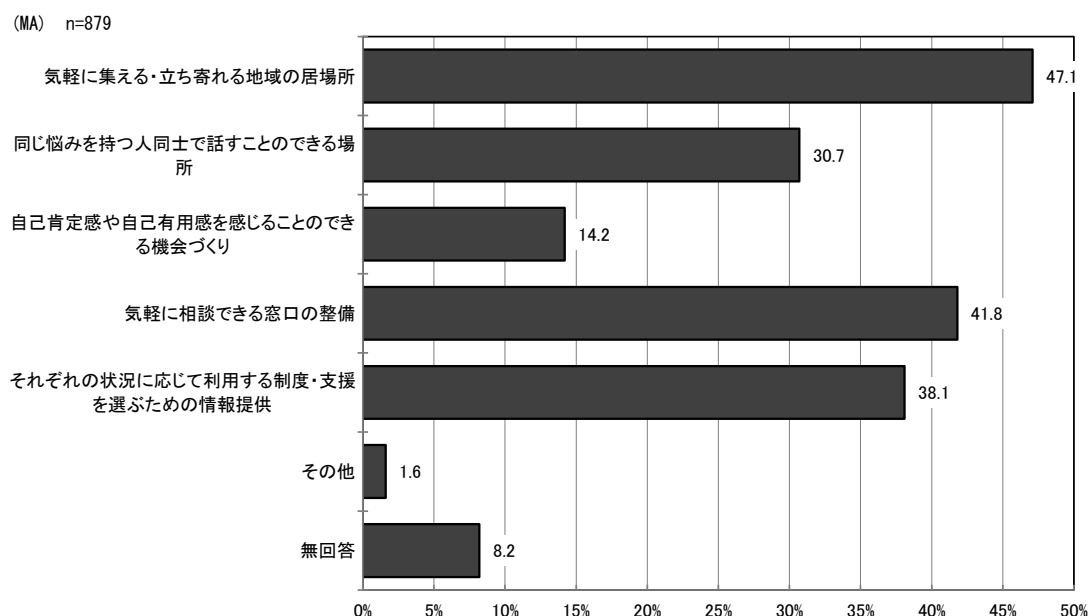


【孤独・孤立の状況 × 年代クロス】

	全体 n=879	40歳未満 n=90	40～64歳 n=317	65～74歳 n=168	75歳以上 n=292
3点(決してない)	9.3	18.9	9.1	8.9	6.5
4～6点(ほとんどない)	42.7	44.4	36.9	50.0	44.5
7～9点(ときどきある)	36.7	34.4	43.5	34.5	32.2
10～12点(常にある)	5.2	2.2	8.5	4.8	2.7
無回答	6.0	—	1.9	1.8	14.0

孤独・孤立への支援について、「気軽に集える・立ち寄れる地域の居場所」が 47.1% で最も高くなっています。次いで「気軽に相談できる窓口の整備」が 41.8%、「それぞれの状況に応じて利用する制度・支援を選ぶための情報提供」が 38.1% で続いています。

【孤独・孤立の状態にある人の支援として必要なこと】



第4章 計画の基本方針

1. 基本理念

年齢や性別、障がいの有無、病気の有無に関わりなく、お互いの個性や価値観を認め合い、ともに支え合い・助け合いながら暮らすことができる地域共生社会を実現するための取組が、地域福祉です。

このためには、少子高齢化の進展や家族形態の変化といった社会情勢の変化、住民の価値観やライフスタイルの多様化などの影響により、地域のつながりの希薄化が進むなど、地域を取り巻く環境が変化していくなかで、住民・地域・行政が、お互いに見守り、支え合うことが重要となっています。

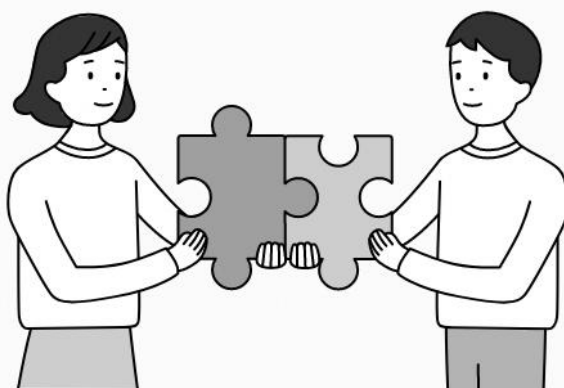
この計画では、行政や社会福祉事業者のみならず、地域住民一人ひとりが地域の生活課題に主体的に関わり、それぞれが課題解決に向けて取り組むことで地域福祉を推進していく、「誰もが 共に支え合い 暮らしていける 生涯安心なまちづくり」の実現を目指します。

**誰もが 共に支え合い 暮らしていける
生涯安心なまちづくり**

人と人とのつながりそのものがセーフティネット

地域住民の
気にかけて
関係性

つながり・支え合い



専門職による
伴走型の支援

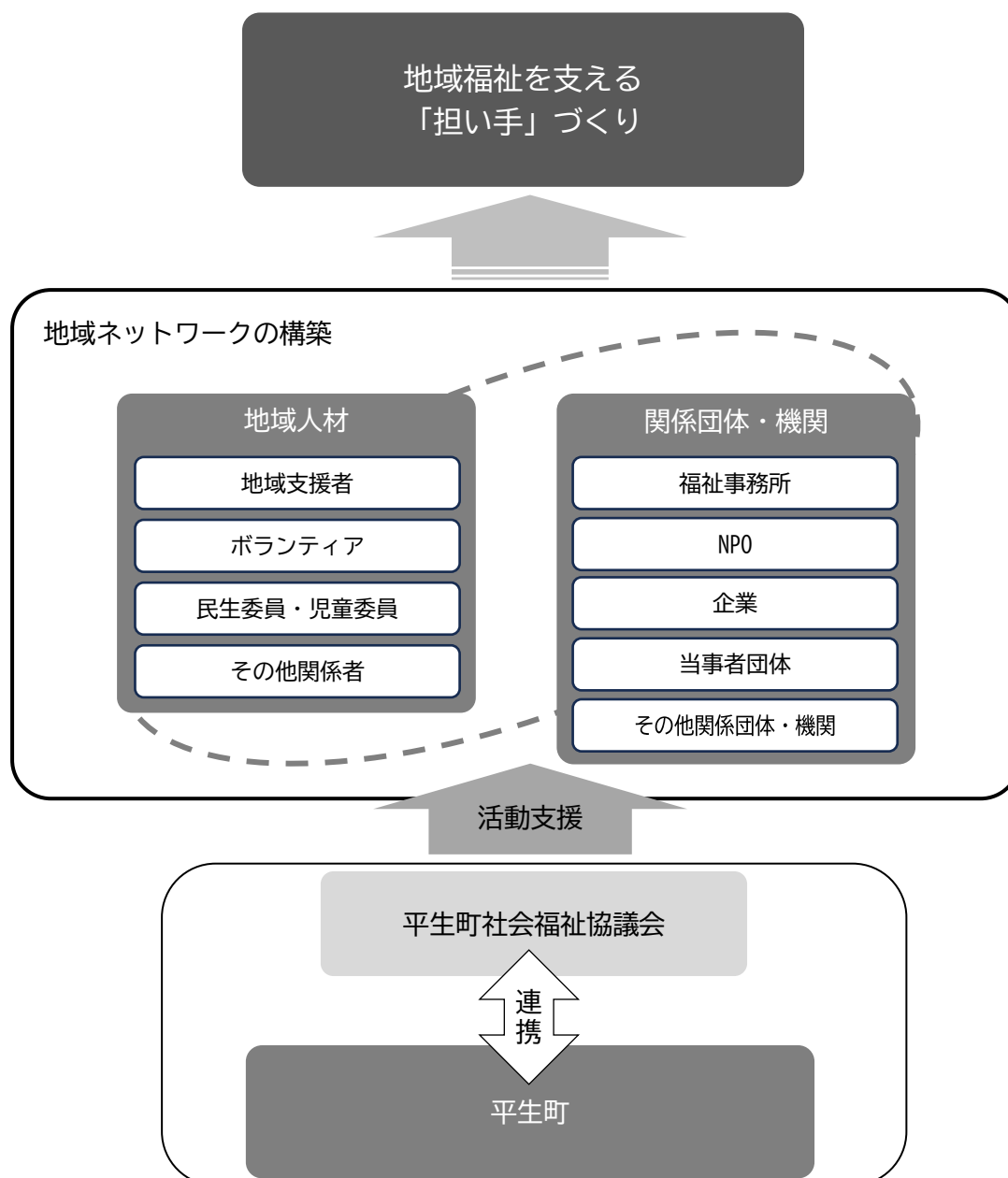
寄り添い型の支援

2. 基本目標（計画の柱）

基本目標1 地域福祉を支える「担い手」づくり

地域の活動における支え合い・助け合い（互助）には、担い手となる人材が欠かせません。地域福祉の必要性和魅力を発信し、将来の地域を担う人材の発掘、育成に努めます。また、高齢化が進むなど、担い手確保が困難な地域においても地域福祉活動が継続できるよう、周辺地域との連携などを協議します。

【地域福祉を支える担い手づくりイメージ】

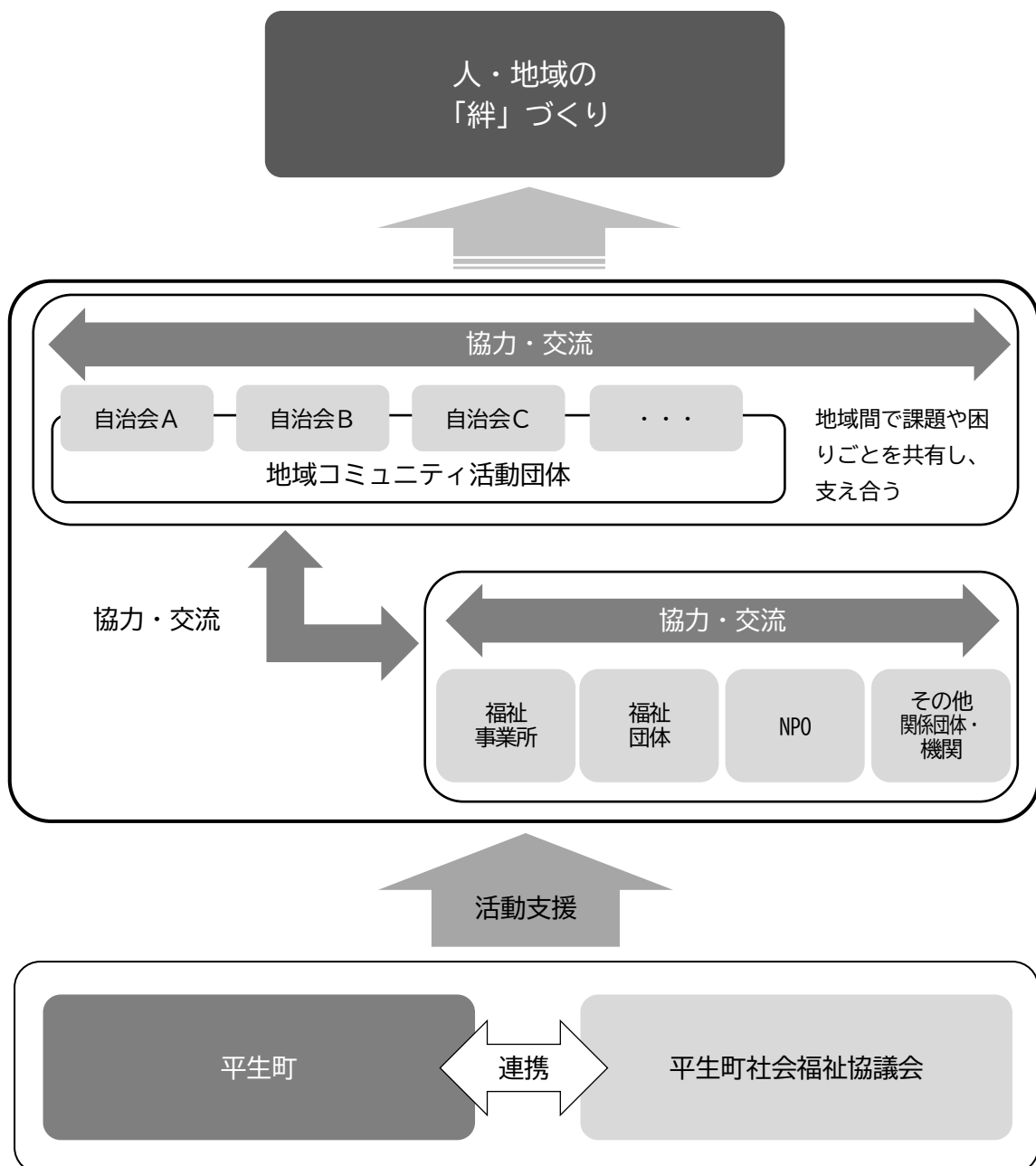


基本目標2 人・地域の「絆」づくり

お互いを気遣い支え合える住民の絆づくりを行います。地域住民が地域社会の抱える問題を自分の問題と認識し、積極的かつ主体的に課題解決に関わり活躍できるような、「絆」（ネットワーク）づくりを目指します。また、地域によっては高齢化などを含め、課題や困りごとが様々です。地域での支え合いが難しいところについては、周辺地域との連携による支え合いが必要になります。

各地域の課題をしっかりと把握することに努め、住民同士、地域同士が支え合って課題解決ができるような「絆」（つながり）を育む地域づくりを目指します。

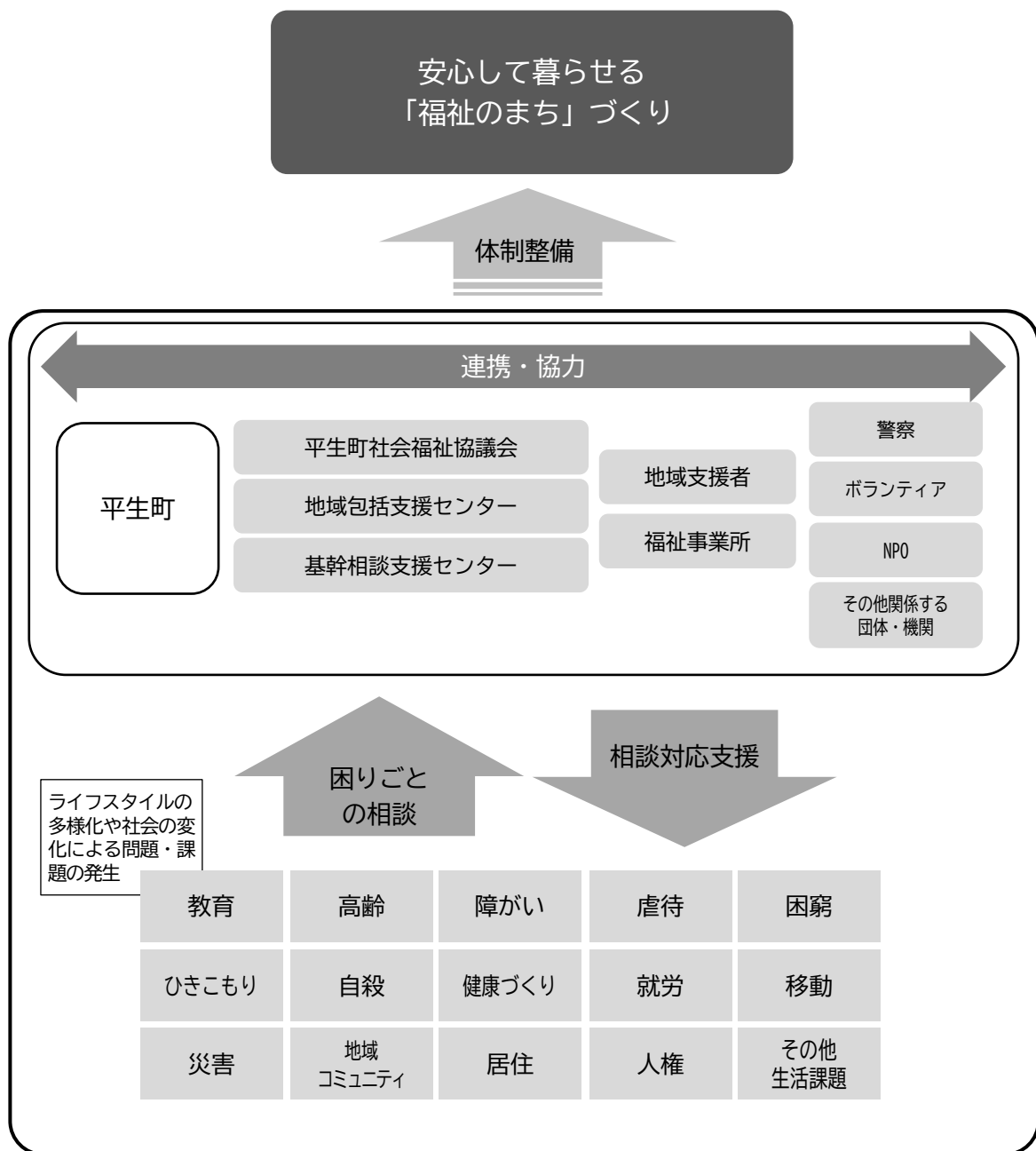
【人・地域の絆づくりイメージ】



基本目標3 安心して暮らせる「福祉のまち」づくり

誰もが個性と能力を発揮し活躍できるよう、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、支援を要する方々に対する地域活動、福祉サービス、施設などの充実を図ります。また、サービスの質の向上や、成年後見制度による権利擁護、大規模災害に備えた地域防災力の向上、包括的相談体制の構築など、住民のニーズに柔軟に変化させて対応し、誰もが安心して生活が送れるまちづくりを目指します。

【安心して暮らせる福祉のまちづくりイメージ】



第5章 計画の展開と施策目標

【施策の体系図】

<基本理念>

<基本目標>

<施策>

誰もが
共に支え合い
暮らししていける
生涯安心なまちづくり

基本目標1
地域福祉を支える
「担い手」づくり

- 1. 地域福祉の担い手となる人材の育成
- 2. 地域でできるボランティア・支援体制の促進

基本目標2
人・地域の
「絆」づくり

- 1. 地域コミュニティ活動の支援
- 2. 地域でつくる交流の場づくり
- 3. 福祉関係者の交流促進

基本目標3
安心して暮らせる
「福祉のまち」づくり

- 1. 包括的な支援体制の構築
- 2. 権利擁護体制の充実
- 3. 子育て支援の充実
- 4. 障がい者（児）支援の充実
- 5. 高齢者支援の充実
- 6. 自立支援・生活支援の充実
- 7. 災害時における要配慮者支援体制の整備
- 8. 防犯活動の推進

基本目標 1 地域福祉を支える「担い手」づくり

施策1 地域福祉の担い手となる人材の育成

社会情勢が大きく変化する中で、地域の課題も多様化しています。地域の課題を地域の力で解決するためには、住民一人ひとりが地域福祉の担い手になる意識を持ち、地域の福祉力の向上を図ることが重要です。一方で、地域活動の中心となる人材の減少や高齢化、負担の増加が課題となっています。

地域共生社会の実現に向け、地域福祉活動に参加しやすい環境の整備を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域福祉活動における次世代の担い手の育成に取り組みます。

現状と課題

- ・少子高齢化や人口減少、核家族化や高齢者のみ世帯の増加が進む中、地域で住民同士が交流する機会が減少しています。
- ・自治会やコミュニティ協議会など、地域コミュニティを支える役割を担う人材の高齢化や人材不足が深刻化しています。
- ・アンケート調査では、40 歳未満の若い年代において地域活動に関心がない割合が高くなっています。こうした層に向けた情報発信・意識啓発の強化が求められます。

【主体ごとの取組】

一人ひとりの取組	●あいさつ等隣近所での声掛けや、地域行事やサロン等に積極的に参加することで、地域住民同士のつながりをつくりましょう。 ●支え合いの意識を持ち、地域で困っている人がいたら助け合いましょう。 ●地域活動に関心を持ち、自分のできる範囲の地域活動から始めてみましょう。
団体等の取組	○地域の連携体制の構築や、地域活動の支援などを通じ、地域福祉の担い手となる人材の掘り起こしに努め、地域の支え合いの力を高めましょう。 ○地域活動に参加しやすい環境を整え、地域活動をする人を支援、育成しましょう。 ○一人でも多くの人々が、住んでいる地域の問題に関心を持ち、積極的、自主的に福祉活動に参加できるよう、既存の協議会や、ネットワークを活用し、様々な機会を通じて情報提供を行いましょう。

平生町の取組

- 人材確保や人材育成
 - ・地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いの意識を共有し、誰もが活躍できる地域共生社会の実現に向けた、地域づくりを行います。
- 地域リーダーの育成の推進
 - ・地域活動におけるリーダー候補者に対して情報提供や研修などの受講を促し、次世代につなぐリーダーの育成に取り組みます。

平生町社会福祉協議会の取組

- 地域福祉の意識づくり
 - ・子どもから大人まで幅広い世代を対象とした講座の実施等を通じて、地域福祉の意識醸成に取り組みます。

施策2 地域でできるボランティア・支援体制の促進

ボランティアの活動は、福祉・医療・保健の関係が特に多く、地域福祉の地域の力として重要な役割を果たしています。行政だけでは対応困難な課題や地域のちょっとした困りごと等については、こうしたボランティアや民間事業者等との連携により課題の解決につなげることが重要です。また、ボランティア活動は、生きがい、社会参加の場となり、高齢者等の活躍の場としても期待されています。

地域におけるボランティア活動は様々な効果が期待されることから、ボランティア活動に取り組みやすい環境の整備や支援を通じ、地域の活性化を図ります。

現状と課題	
・課題の多様化・複雑化が進み、行政だけで対応することが困難となる中で、地域の事業者・団体や住民との協働により課題の発見・解決に取り組むことが求められます。 ・ボランティアに対する意識が高く、関心があっても、活動に結びついていない人が参加しやすい環境づくりが必要です。 ・本町には、ボランティアグループ連絡協議会が組織され様々な活動が活発に行われていますが、今後もますます活発に活動できるよう支援を行っていく必要があります。 ・アンケート調査より、生活課題を行政と地域の協力により解決する意識は浸透していることがうかがえます。意識を持つことから実践にうつすことのできるきっかけづくりが求められます。	

【主体ごとの取組】

一人ひとりの取組	●ボランティア活動に関心を持ち、自分のできる範囲のボランティアから始めてみましょう。
団体等の取組	○一人でも多くの方が、住んでいる地域の問題に関心を持ち、積極的、自主的に福祉活動に参加できるよう、既存の協議会や、ネットワークを活用し、様々な機会を通じて情報提供を行いましょう。 ○ボランティアに参加しやすい環境を整え、ボランティア活動をする人を支援、育成しましょう。

平生町の取組
●ボランティア活動への参加の促進 ・ボランティア活動に参加するきっかけとなるよう、ボランティアを体験する機会の確保に努めます。 ●民間事業者等のボランティア活動の促進 ・地域住民と日常的な関わりをもつ事業者による地域見守り活動の推進を進めます。 ●ボランティア活動のしやすい環境整備 ・ボランティア団体等が活動をしやすい環境整備に取り組めます。

平生町社会福祉協議会の取組
●ボランティア団体への支援 ・平生町ボランティアグループ連絡協議会の事務局として、団体同士の情報共有や団体への支援、連携に努めます。 ●地域ぐるみの見守り活動の支援 ・福祉の輪づくり運動を行う民生委員・児童委員、ふれあい推進員、ボランティア等を支援します。 ・行政や関係機関、地域の民間事業者等様々な主体と連携し、高齢者世帯等の安否確認や課題の早期発見に取り組めます。

基本目標 2 人・地域の「絆」づくり

施策1 地域コミュニティ活動の支援

町、社会福祉協議会、関係機関などと地域住民が一体となって、活発な地域コミュニティ活動が行われるように支援を行い、支え合いの基本となる、日常のコミュニケーションの促進を図ります。

また、地域共生社会の実現に向けて、住民同士の支え合いは重要な要素になります。そのためにも、地域への愛着と誇りの醸成を図り、地域コミュニティ活動の維持、強化に努め、地域連携の活性化を目指します。

現状と課題

- ・アンケート調査では、65 歳未満の年代において近所付き合いの希薄化が進んでいることがうかがえます。住民同士の支え合いの必要性が広く認知されていることから、いざ困った時に支え合えるよう、まずは働いている世代や若い世代が地域との関わりを持つことのできる取組が求められます。
- ・地域交流センター、自治会集会所等をふれあいの拠点とし、有効活用を図る必要があります。

【主体ごとの取組】

一人ひとりの取組	●地域の中で、人々が気軽に集い、交流する場や機会をつくるとともに、そういった場には積極的に参加することで、地域のつながりづくりや支え合いにつなげましょう。
団体等の取組	○地域との関係を密にして、積極的に社会貢献活動を推進していきましょう。

平生町の取組

- コミュニケーションの促進
 - ・地域の人々が共に支えあう地域共生社会の実現に向け、世代間交流等などの日常的な交流活動を支援し、近隣住民のつながりを構築するとともに、地域福祉への理解を深める取組を推進します。
- 福祉の芽を育む取組の充実
 - ・小中高校生が地域行事に参加したり、イベントを企画・運営したりする中で地域の人と関わりつながることで明るい地域づくりを推進します。

平生町社会福祉協議会の取組

- 活動を実施するための支援
 - ・各地域における自主的な地域福祉活動に対して、活動しやすい環境づくりに向けた支援を行います。
- 地域活動に関する情報発信
 - ・広報紙等を通じて、地域コミュニティ活動への参加促進につながる情報発信に取り組めます。

施策2 地域でつくる交流の場づくり

過疎化や少子高齢化が進んでいる地域や地域でのつながりの希薄化など、各地域コミュニティの抱える課題は様々あります。住んでいる地域のコミュニティだけではなく生活圏域を越えた、近隣の地域間での交流を行っていくことが重要になります。

また、活動の恒常化を防ぎ、新たな取組を促進するために、様々な意見や事例を取り入れる必要があります。

現状と課題	
・核家族や高齢者のみ世帯、障がい者の中には、地域との接点が少なく地域の中に溶け込むことができない人がいます。 ・年齢や障がいの有無等に関わらず、誰もが気軽に参加できる機会が地域にあり、それをきっかけとして交流できるような仕組みが必要です。 ・自分たちができることは、自助の原則に基づき、自らの努力で解決を図ることが大切ですが、それでも解決できない場合や、困ったときに助け合える関係を近隣や地域でつくる必要があります。	

【主体ごとの取組】

一人ひとりの取組	●地域活動に積極的に参加し、身近にどのような人がいるか理解しましょう。 ●隣近所と日頃から交流しましょう。
団体等の取組	○集いの場づくりに必要な提案や、ノウハウの提供、アドバイスをしましょう。 ○日頃から気軽に話ができる場や交流ができる場をつくりましょう。

平生町の取組	平生町社会福祉協議会の取組
●交流の場の提供 ・生涯学習施設や学校施設の開放等活動の場の整備を推進するとともに交流の場の提供や講座を開催します。 ●交流の場づくりの支援 ・高齢者が元気で生きがいを持って活動し、運動、趣味・教養、ボランティア活動、就労活動等様々な地域社会への参画、社会交流ができる場づくりを支援します。 ・親子で楽しめたり、集まれたりする場や子どもに関する体験の場等の周知を図るとともに、利用や参加につながる環境づくりを進めます。 ・住民主体で行われる支援活動や交流の場等について、活動を継続できるよう支援に取り組みます。	●サロン活動の支援 ・高齢者や地域の人々が交流を深め、健康づくりや生きがいづくりの役割を果たす地域のサロン活動を支援します。 ●人と人がつながる場づくり ・多様な人々が交流できる機会づくりに努めます。

施策3 福祉関係者の交流促進

虐待、貧困、ひきこもりなど、複雑化する問題に対しては多機関の協議・連携による包括的な支援が必要となる課題が増加してきています。近年は 8050 問題やヤングケアラー等の複合的な課題の顕在化が進み、分野横断的な支援を可能とする体制づくりが急務となっています。

町、社会福祉協議会、NPO や社会福祉法人などの情報共有は、様々な課題を解決するために今後ますます必要になってくると思われます。福祉を支える事業者との連携を強め、相互協力を行うことにより、困難を抱えている人を地域全体で支える体制の構築を図ります。

現状と課題	
・生活課題の複雑化が進み、一分野の制度や個別分野の相談業務では解決が難しくなっています。 ・福祉関係者の活動は、地域にとって不可欠であり、地域の期待も高いことから、団体間の連携や情報共有などが必要です。 ・様々な問題を解決していくために、情報共有の場を作り、連携を深めていく必要があります。	

【主体ごとの取組】

一人ひとりの取組	●地域福祉向上のための団体を組織化しましょう。 ●事業所の専門職などを地域活動に活用しましょう。
団体等の取組	○事業所間の情報交換を行い相互に協力しましょう。 ○事業所間の職員の交流を図りましょう。 ○事業所間の専門職同士の勉強会などを企画しましょう。

平生町の取組
●福祉関係者交流支援 ・地域支援者合同研修会を開催し、福祉事業所や福祉関連団体間が相互に協力し合えるためのネットワークづくりを行います。 ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護の連携を深め、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。 ・関係協力団体と日頃からの情報共有に努め、課題の把握や解決に向けた協議等に取り組みます。

平生町社会福祉協議会の取組
●地域福祉活動者同士の交流支援 ・各地区で福祉の輪づくり運動に取り組んでいる活動者に対し、活動の充実に向けた情報提供や情報共有を行う場を提供します。 ●地域課題の共有と連携 ・民生委員・児童委員をはじめ、地域で活動する様々な福祉関係者と、地域の課題に関する情報を共有し解決に向けて連携できる体制の構築に努めます。 ●社会福祉法人間の連携 ・町内社会福祉法人と連携して、地域公益活動に取り組めます。

基本目標 3 安心して暮らせる「福祉のまち」づくり

施策1 包括的な支援体制の構築

要介護認定者や生活困窮世帯の増加、虐待やひきこもりの問題などは、本町も例外ではありません。住民の状況や様々なライフスタイルに合わせて、誰もが幸せに生活していくことができるように、多くの機関がお互いに協力、連携して包括的な支援に取り組む体制整備を目指します。

現状と課題

- ・8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー等複数の分野にまたがる支援を必要とする人が増加しており、課題の発見や解決に向けて分野横断的に連携を強化することが求められます。
- ・赤ちゃんからお年寄りといった全世代、障がいのある人もない人も、それぞれの年齢、立場、状態において、支援を必要としている人がいるため、すべてを包括的に支援していく必要があります。

【主体ごとの取組】

一人ひとりの取組	●地域福祉に関する研修へ参加しましょう。 ●支援が必要な人がいた場合、相談支援機関へ情報提供を行いましょう。 ●虐待防止について理解を深め、発見した場合は、専門・相談機関へ相談、通報しましょう。
団体等の取組	○地域福祉に関する活動についての情報を発信しましょう。 ○支援が必要な人がいた場合、相談支援機関へ情報提供を行いましょう。 ○支援が必要な人の居場所づくりに協力しましょう。 ○虐待および DV 防止ネットワークとの連携を行いましょう。

平生町の取組

- 重層的支援体制の整備
 - ・複合的な課題に対応するため、包括的相談支援体制の充実・強化を図り、相談から見える地域課題の解決に向けて参加支援、地域づくりの一体的な実施について検討を進めます。
- 専門相談機関との連携
 - ・様々な分野の相談機関との情報共有・連携強化に努めます。
- 生活困窮、虐待防止、ひきこもり、自殺対策などに関する連携強化支援
 - ・相談対応や家庭訪問等により、必要とする人が適切な医療や福祉制度に結び付くことができるよう連携の強化に取り組みます。
 - ・関係機関等と連携し、地域での見守り活動による虐待の早期発見や課題解決に向けた支援に取り組みます。
- 民生委員・児童委員活動の推進
 - ・民生委員児童委員協議会が行う地域福祉活動を行いやすい環境を整え、各団体が連携しお互いが支え合うことのできる地域づくりを行います。

平生町社会福祉協議会の取組

- 行政・関係機関との連携
 - ・多様な課題の解決に向けて、様々な相談窓口や支援関係機関と連携を図りながら対応します。
 - ・行政・関係機関と連携し、地域福祉を推進する上で必要な取組や課題等について協議を行います。
- わかりやすい情報の発信
 - ・広報紙や HP 等を活用し、必要とする人に福祉に関する情報が届けられるよう取り組みます。
 - ・障がいがあっても情報を確実に取得できるよう、多様な方法で情報発信を行い、情報のバリアフリー化に取り組みます。

施策2 権利擁護体制の充実

高齢化が進む中、認知症や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれることから、成年後見制度に関するニーズはますます高まっています。また、高齢者に限らず、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人などに対して、成年後見制度の周知、利用の促進や地域で連携して支えるネットワークを構築し、町内の関係部署や機関だけでなく、広い範囲で情報共有を行い、支援していく必要があります。

成年後見制度の周知・啓発を行い、地域連携ネットワーク⁶の整備に努め、金銭管理や身元保証人などで困ることがないような体制の充実を目指します。

現状と課題	
・アンケート調査では、成年後見制度をまったく知らない割合は前期高齢者で約2割、後期高齢者で約3割となっており、必要となった時に利用できるよう、より一層の周知に取り組むことが重要です。 ・利用を希望する割合は全体の約3割、利用するつもりはない割合は全体の約5割となっています。利用しない理由として「制度をよく知らないから」の割合が最も高くなっており、適切な利用に向けた理解促進が求められます。	

【主体ごとの取組】

一人ひとりの取組	●権利擁護や成年後見制度に関する研修へ参加し制度理解を深めましょう。 ●虐待や支援が必要な人を発見した場合は、町や社会福祉協議会などへ情報提供を行いましょう。
団体等の取組	○成年後見制度に関する活動についての情報を発信しましょう。 ○虐待や支援が必要な人を発見した場合は、町や社会福祉協議会などへ情報提供を行いましょう。

平生町の取組	平生町社会福祉協議会の取組
●権利擁護への理解促進 ・高齢者や児童、障がい者の各虐待防止法や障害者差別解消法に基づき、住民の権利が保護されるよう、理解促進のイベント開催や情報発信に取り組めます。 ●人権教育の推進 ・偏見や差別意識の解消に向けて、学校等との連携のもと若い年代からの人権意識の醸成を図ります。 ●成年後見制度の利用促進 ・成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度の理解促進や利用しやすい体制の整備に取り組めます。	●日常生活自立支援事業の実施 ・判断能力に不安のある人であっても地域で安心して生活できるよう、福祉サービス利用手続きの援助や日常的な金銭管理などを行います。

⁶ 地域連携ネットワーク

地域の社会資源をネットワーク化し、各地域において、相談窓口を整備するとともに、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。

施策3 子育て支援の充実

近年、子育てを取り巻く環境は、児童虐待、家庭内暴力、不登校、ヤングケアラー、貧困など、様々な課題が顕在化し、時代の変化とともに大きく様変わりしています。町の未来を担う子どもたちが、健やかで幸せに暮らし、成長していけるような支援体制の充実を図っていく必要があります。

また、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産、乳幼児期を通じた切れ目のない支援を行うため、見守りや、育児相談などに取り組み、こども家庭センターの機能の充実を図ります。

現状と課題	
・核家族化の進行や就労形態の多様化などから、子育てに関して不安を抱える親が増えています。特に、子どもの病気や発育・発達に関することや子どものしつけに関する、子どもの食事や栄養に関する事などの不安が多くなっています。これらの課題を解決するために、子どもや子育て世帯を地域全体で支えていくことが求められています。 ・少子化に少しでも歯止めがかけられるよう子育て支援や保育サービスの充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境の整備が必要です。	

【主体ごとの取組】

一人ひとりの取組	●地域で子どもたちの見守りを行いましょう。 ●支援が必要な子どもがいた場合、町などへ情報提供を行いましょう。
団体等の取組	○地域との交流活動を行いましょう。 ○地域での子ども食堂⁷や子どもの集まる取組をサポートし、協力しましょう。 ○支援が必要な子どもがいた場合、町などへ情報提供を行いましょう。

平生町の取組	平生町社会福祉協議会の取組
●こども家庭センターの機能強化 ・子育て家庭の状況を継続的に把握し、関係機関との連携のもと妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。 ●子育て世代への包括支援の展開 ・安心して妊娠・出産ができる環境づくりや子育て支援の充実、子どもの居場所づくり、情報発信の強化や相談支援の充実に取り組みます。 ・多様化する保育ニーズに対応できるよう、保育サービスの量・質の向上に取り組みます。 ●ひとり親家庭等の支援策 ・障がいのある子どもや、ひとり親家庭など、支援の必要な子どもや家庭に対する支援を充実させます。	●子どもの居場所づくり ・夏休みなどの長期休暇期間において、子どもが安心して過ごすことのできる居場所の提供を行います。 ●子どもを取り巻く様々な課題の共有 ・不登校やヤングケアラーなどの社会課題について地域と共有し、課題解決に向けた取組について協議する機会をつくります。

⁷ 子ども食堂

子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂。食事提供だけでなく、孤食の解消や交流の場としての機能も期待される。

施策4 障がい者(児)支援の充実

障がいがある人でも、安心して地域での生活が送れるよう、町と関係事業所の連携の強化を図り、情報や問題の共有を行い、問題解決につなげます。

また、様々な交流活動から、地域住民の障がい児者への理解を深め、助け合いのもと誰もが共に支え合う社会の構築を図ります。

現状と課題	
	・障がいのある人が安心して地域で生活が送れるよう、必要な情報とサービスを提供しながら社会参加や自立の支援を行う必要があります。
	・障がいのある人が地域の中で役立つ仕事や地域貢献の機会を見つけ、就労につながっていくことは、生きがいを生み出すうえでも重要であり、こうした支援を進めていく必要があります。

【主体ごとの取組】

一人ひとりの取組	●障がい者(児)についての理解を深めましょう。また、研修に参加しましょう。 ●地区住民と障がい者(児)などの交流活動を企画しましょう。 ●地域で障がい者(児)の見守りを行いましょう。 ●障害者差別解消法の内容を理解し、障がい者(児)などへの配慮に努めましょう。
団体等の取組	○地域との交流活動を行いましょう。 ○障害者差別解消法に基づいて、事業所・団体内で研修を行いましょう。

平生町の取組	平生町社会福祉協議会の取組
●障がいに対する理解促進 ・障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を行う団体に対し支援を行います。 ・障がい者スポーツやレクリエーションの実施等、障がい者の余暇活動や交流につながる機会の提供に努めます。 ・障がいに関する正しい理解と認識を深めるため、広報等を通じて障がいや障がい者(児)等に関する情報提供に努めます。 ●障がい者(児)に対する支援 ・当事者の意向に沿った社会参加や自立した生活ができるよう各種情報の提供やサービスの提供を行います。 ・虐待の早期発見や迅速な対応のため、警察、医療機関、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者等関係機関の連携体制を強化します。緊急保護措置が必要な場合は、障がい者等の安全確保を最優先として取り組みます。	●障がいに対する理解促進 ・障がい理解を深める講座等の実施を通じて理解促進に努めます。 ●障がい者の社会参加の支援 ・障がいの特性や適性に応じて能力を発揮し、社会参加できる環境づくりに努めます。

施策5 高齢者支援の充実

高齢化にともない、町の人口に高齢者が占める割合も徐々に上がってきています。多くの高齢者が、健康で生きがいをもって生活できるよう、介護予防を日頃から行う必要があります。現在行っているサロン活動などの取組を活かし、地域での健康づくりや生涯学習の支援とともに、関係団体との連携を強化し、活発な活動ができるように運営を行います。

生活支援サービスの充実を図るため、住民が主体となる社会資源を活用した支援についても検討します。

現状と課題	
・地域包括支援センターで実施している、高齢者の総合相談や権利擁護、介護予防のケアマネジメントなどの事業について、地域への周知が必要です。 ・一人ひとりが自分のことと体の状態をよく把握し、健康を維持していけるような取組をより一層充実させていくことが重要です。	

【主体ごとの取組】

一人ひとりの取組	●健康維持や生きがいづくりに積極的に関わしましょう。 ●地域活動や出前講座に積極的に参加しましょう。 ●地域で見守りを行い、気になる人には優しく声をかけましょう。 ●見守りが必要な人がいるときは、早めに地域包括支援センターへ相談しましょう。
団体等の取組	○事業者間の連携を強化しましょう。 ○介護技術などを地域へ還元しましょう。 ○「平生町地域見守り活動（ひらお安心ネットワーク事業）」に協力し、地域の見守りを行いましょう。

平生町の取組	平生町社会福祉協議会の取組
●地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた関係機関の連携強化 ・地域包括支援センターの事業・役割について周知を行うとともに、医療、介護、予防、住まい、生活支援の各機関が連携しながら一体的にサービスを提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。 ●生活支援サービスの仕組みづくり ・外出、食事、見守りなど在宅生活を支えるサービスの充実を図るとともに、地域のニーズや資源の把握を行い、地域の組織・団体との協働を推進します。 ●健康寿命の延伸に向けた取組 ・町民誰もがいつまでも健康に暮らすことができるよう、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けて、家庭・地域・学校・職域・行政等が一体となった健康づくりに総合的に取り組みます。 ●健康づくりと介護予防の理解促進 ・高齢者が元気で生きがいを持って活動し、運動、趣味・教養、ボランティア活動、就労活動等様々な地域社会への参画、社会交流ができるよう支援します。	●日常生活の困りごとの相談対応 ・公的な制度では対応できない日常生活の困りごとについて、相談対応や社会資源の紹介などを行います。 ●サービス等に関する情報発信 ・高齢者福祉サービスや介護予防等について、わかりやすい情報発信を行い、利用促進につなげます。 ●地域資源の活性化 ・生活支援コーディネーター等による地域資源の現状把握、活性化、創出に取り組みます。 ●介護予防につながる活動の支援 ・サロン活動等の集いの場や、脳の活性化に取り組む場など、高齢者の介護予防のための取組を支援します。

施策6 自立支援・生活支援の充実

生活困窮者や社会的孤立状態にある人、障がい者、ひとり親家庭など、就労や住まいに困難を抱えている人、既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要な「制度の狭間」にいる人について、自立に向けた支援を行っていく必要があります。

支援が必要な人を早期に発見し、その人に合った支援ができるような体制づくりを行い、関係各課が連携し、包括的に解決することが求められます。

そのためにも、町は関係各課・機関との連携を強化し、必要に応じて広域的な連携も視野に入れ問題解決に努めます。また、地域コミュニティとも連携を図り、見守り活動の推進・強化を行います。

現状と課題	
- 生活保護に至る背景には、様々な福祉分野からの支援を必要とする複雑な課題がある場合もあるため、生活保護に至る前の段階から早期に支援し、自立を促すことが求められています。また、こうした背景により地域社会とのつながりを失っているケースも見受けられます。 - 生活困窮者の掘り起こしや、非貨幣的サービスによる支援が課題となっています。	

【主体ごとの取組】

一人ひとりの取組	●町や社会福祉協議会などへ相談が必要な人の情報を提供しましょう。 ●地域での孤立を防ぐため、お互いにコミュニケーションや見守りを行いましょう。 ●地域コミュニティを形成し、地域全体で支え合う体制づくりを行いましょう。
団体等の取組	○関係機関などへ必要な情報を提供しましょう。 ○制度の狭間にいる人の支援に協力しましょう。 ○就労や居住の場や情報を提供し、地域生活に溶け込めるよう支援を行いましょう。

平生町の取組	平生町社会福祉協議会の取組
●生活困窮者自立支援⁸の推進 ・相談や他の部署、関係機関等との連携により、生活困窮者を早期に把握し、自立相談支援機関につなげます。 ●貧困家庭の子どもに対する支援 ・関係機関との連携により、学習支援等、学習習慣の定着と学習意欲の向上につながる取組を行います。 ・経済的理由によって、就学困難と認められる子ども及び保護者に対して、就学援助を行います。 ●就労や住居の確保などの支援 ・就労や住居先などの相談を受け、本人に合った自立支援・生活支援の情報提供を行います。 ・制度の狭間にいる人に支援するうえで、関係部署・機関の連携体制を構築し、問題解決に努めます。	●福祉資金貸付 ・資金貸付の相談を受け、経済的自立と安定した生活を送れるよう支援します。 ●生活困窮者を支える地域資源の活性化 ・フードバンク事業や子ども食堂の周知を行い、協力者の増加と生活困窮者に対する食料支援の充実に努めます。

⁸ 生活困窮者自立支援

現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人を対象に、困りごとに関わる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習など様々な面で支援する。

施策7 災害時における要配慮者支援体制の整備

近年、豪雨や地震など全国的に大規模災害が頻発する中で、地域の支え合いの重要性が増しています。災害時には公的な支援が届くまでに時間を要する場合もあり、自助努力により自分の身を守ることと、近隣住民同士で助け合うことが大切です。そのためには、平常時から顔の見える関係づくりに取り組むことが必要であることから、平常時はもちろんのこと災害発生時においても、助け合える仕組みを整備していきます。

また、災害時避難行動要支援者支援計画と連携し、避難行動要支援者に関する情報について、適切に扱うガイドラインを作成します。

現状と課題	
・災害発生時には、自分の身は自分で守ることが最も重要ですが、高齢者や障がい者等の特に配慮を要する人(災害時要配慮者)に対しては、事前に災害時要配慮者の支援体制を整えておく必要があります。 ・災害時要配慮者のうち、自力で避難することが困難で支援の必要な人(避難行動要支援者)については、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられており、地域の自主防災組織等を中心に、関係機関・団体が連携して、支援する必要があります。 ・災害被害を最小限に抑えるには、自治会や自主防災組織などの地域での活動が不可欠で、災害発生直後に主体となりえるのは地域住民であるため、災害時要配慮者の避難誘導は、地域住民の協力が必要です。	

【主体ごとの取組】

一人ひとりの取組	●防災マップを活用しましょう。 ●支援が必要な方に情報を提供しましょう。 ●防災訓練へ参加しましょう。
団体等の取組	○災害時要配慮者の情報を提供しましょう。 ○地域で防災・避難訓練を実施しましょう。

平生町の取組	平生町社会福祉協議会の取組
●災害時に配慮の必要な高齢者等の把握 ・災害時要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めます。 ●個別避難計画の策定 ・災害時の情報伝達方法や避難誘導体制の確立と個別避難計画の策定に努めます。 ●自主防災組織体制の充実 ・地域の自主防災組織の設置を支援し、防災に対する意識啓発を図ります。 ・地域住民を主体とする避難所の運営体制を構築するなど、地域団体との協力体制を整備します。 ●災害時の情報伝達手段 ・防災メール発信システム等を周知し災害時の情報伝達手段を増やすとともに、要配慮者に伝わりやすい情報伝達手段の整備に努めます。	●防災活動への協力 ・地域の防災訓練等に参加し、防災意識の啓発と高揚に努めます。 ●避難行動要支援者の把握 ・民生委員・児童委員をはじめとする関係者及びその機関と連携し、高齢者や障がい者、乳幼児など災害時に支援を要する人々の実態把握に協力します。

施策8 防犯活動の推進

近年の犯罪は、悪質・巧妙化しており、振り込め詐欺や悪質商法による電話勧誘や訪問販売などで、高齢者などが被害に遭うケースが後を絶ちません。また、若い世代を中心に、SNS等をきっかけに犯罪に巻き込まれることも増えています。犯罪から身を守るためには、「自分の身は自分で守る」という意識を持つことと、防犯パトロールの実施や住民の防犯意識を高める啓発活動などを通じて、防犯力を高めることが重要です。

あいさつ運動や声かけは、地域住民の連帯感を育み、支え合いの意識を高め、防犯に対する基本となります。犯罪の標的になりやすい子どもや高齢者に対する防犯対策を推進するとともに、関係機関との連携により登下校時の地域における見守り体制の強化をさらに図る必要があります。

現状と課題

- ・振り込め詐欺や悪質商法による電話勧誘や訪問販売、SNSを利用した犯罪など手口が多様化しており、どの年代においても犯罪の被害に遭うリスクが高まっています。
- ・地域で顔の見える関係をつくっておくことは、地域における不審者の発見や見守り体制の充実など、犯罪の未然防止につながることを期待されます。

【主体ごとの取組】

一人ひとりの取組	●防犯パトロールやあいさつ運動に参加しましょう。 ●支援が必要な人を発見した場合は、町や関係機関に情報を提供しましょう。 ●怪しいと感じた時は、町や関係機関に相談しましょう。
団体等の取組	○支援が必要な人の情報を提供しましょう。 ○要支援者に適切なサービスを提供しましょう。

平生町の取組

- 地域における防犯体制の強化
 - ・地域、関係団体、行政等がそれぞれの役割分担の中で、防犯パトロールや防犯に関する啓発活動等を行い、防犯体制の整備・充実に努めます。
 - ・街灯のLED化等に取り組み、夜間の防犯環境の向上に取り組みます。
- 広報・啓発活動の推進
 - ・多様化する詐欺や悪質商法等の問題に適切に対応するため、消費者団体等との連携による広報・啓発や消費生活センターの機能強化に取り組みます。

平生町社会福祉協議会の取組

- 地域の防犯活動への協力
 - ・町や民生委員児童委員協議会、警察など関係機関と連携を図り、特殊詐欺や悪質商法の被害防止活動に取り組みます。

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1. 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等によりひとりで物事を判断することに心配のある方の権利や財産を守るとともに、その方の意思を尊重してその人らしい生活が送れるよう支援する制度です。成年後見人等が財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などの福祉サービスや施設への入所に関する契約を結ぶなど、法律的な支援を提供します。

近年、全国的な人口減少や少子高齢化の進展、高齢者単身世帯の増加といった社会背景の中で、財産管理や日常生活において困難を抱える人への権利擁護支援の必要性が高まっています。

こうした状況を受け、国では平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行されました。この法律に基づき、国が成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）を策定し、市町村は国の基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとなりました。

このことから、本町では「権利擁護の支援の必要な人の意思決定を支援して、自発的意思が尊重され、権利が守られる地域づくり」を基本理念として、高齢になっても障がいがあっても、「住み慣れた地域で尊厳を持って生活できる」ことを計画目標として、成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に推進していくために、具体的な施策等を定める「平生町成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

2. 成年後見制度の種類

成年後見制度は大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの種類があります。

(1) 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、本人や親族等の申立てにより、家庭裁判所によって成年後見人等が選任されます。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型があります。

(2) 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

3. 成年後見制度に関する現状

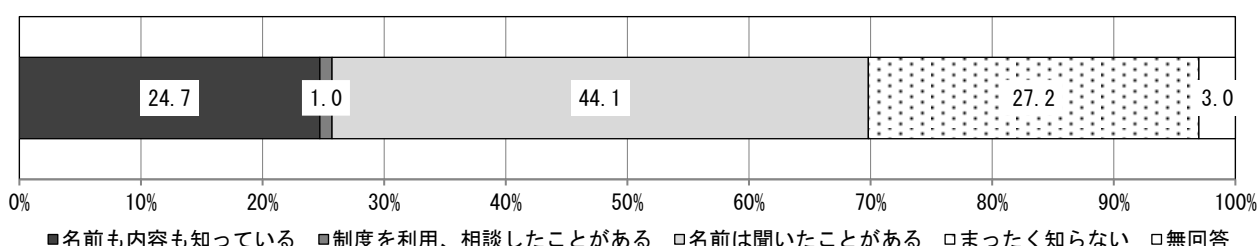
①成年後見制度の認知度

成年後見制度について、「名前も内容も知っている」が24.7%、「制度を利用、相談したことがある」が1.0%、「名前は聞いたことがある」が44.1%、「まったく知らない」が27.2%となっています。

年代別にみると、40歳未満では他の年代と比較して「まったく知らない」の割合が高くなっています。認知機能の低下が起こり始める高齢者層をみると、「まったく知らない」の割合は65～74歳の前期高齢者で22.0%、75歳以上の後期高齢者で27.4%となっています。

【成年後見制度の認知度】

(SA) n=879



【成年後見制度の認知度×年代クロス】

	年齢				
	全体 n=879	40歳未満 n=90	40～64歳 n=317	65～74歳 n=168	75歳以上 n=292
名前も内容も知っている	24.7	17.8	28.4	28.6	20.9
制度を利用、相談したことがある	1.0	1.1	0.9	1.2	1.0
名前は聞いたことがある	44.1	33.3	46.1	46.4	43.8
まったく知らない	27.2	47.8	24.0	22.0	27.4
無回答	3.0	—	0.6	1.8	6.8

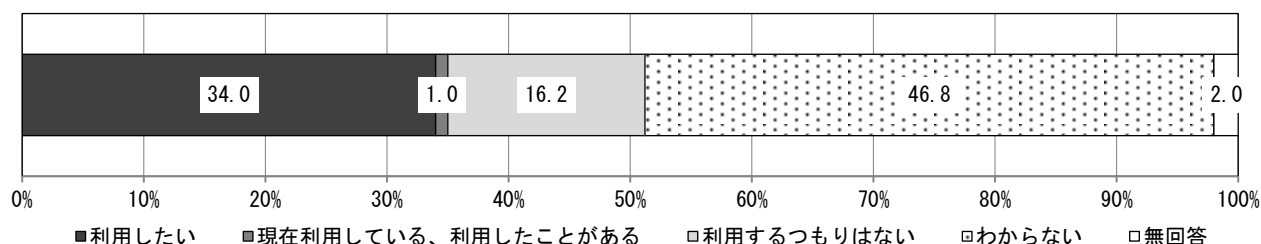
②成年後見制度の利用意向

成年後見制度の利用意向について、「利用したい」が34.0%、「現在利用している、利用したことがある」が1.0%、「利用するつもりはない」が16.2%、「わからない」が46.8%となっています。

年代別にみると、40歳未満は他の年代に比べて、「利用したい」の割合が高くなっています。65歳以上の高齢者のうち、「利用したい」の割合は約3割となっています。

【成年後見制度の利用意向】

(SA) n=879



【成年後見制度の利用意向×年代クロス】

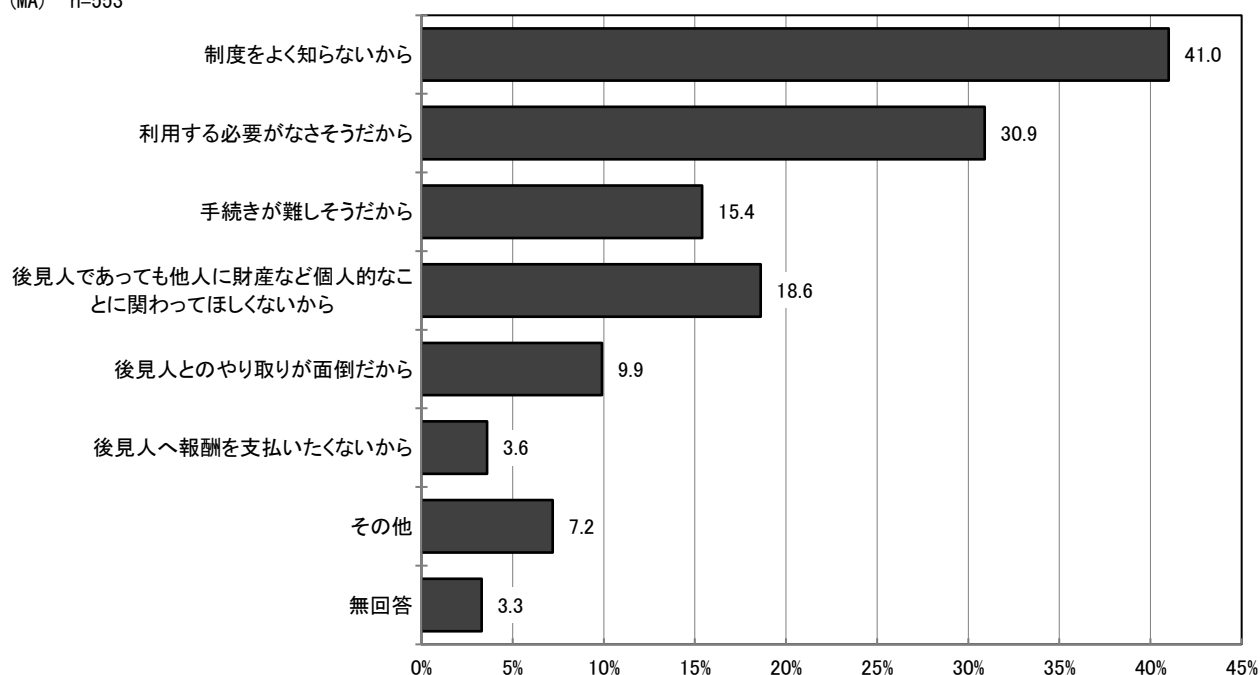
	年齢				
	全体 n=879	40歳未満 n=90	40～64歳 n=317	65～74歳 n=168	75歳以上 n=292
利用したい	34.0	47.8	36.6	30.4	30.1
現在利用している、利用したことがある	1.0	2.2	0.9	0.6	1.0
利用するつもりはない	16.2	7.8	12.9	22.0	17.8
わからない	46.8	42.2	48.3	46.4	46.6
無回答	2.0	—	1.3	0.6	4.5

利用を考えていない理由について、「制度をよく知らないから」が 41.0%で最も高くなっています。次いで「利用する必要がなさそうだから」が 30.9%、「後見人であっても他人に財産など個人的なことに関わってほしくないから」が 18.6%で続いています。

将来必要になった際、正しく利用できるよう、制度についての理解促進に取り組むことが求められます。

【利用しない理由(利用するつもりはない、わからないと回答した方)】

(MA) n=553



4. 計画の基本的な考え方

(1)基本理念

権利擁護の支援が必要な人の意思決定を支援して、自発的意思が尊重され、権利が守られる地域社会の実現に向けて活動していくことを基本理念とします。

(2)計画目標

年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが、住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができるよう、成年後見制度を必要とする人が必要なサービスを受けることができる体制整備を行うことを計画目標とします。

5. 施策の展開

計画目標を達するために、下記の施策に取り組んでいきます。

(1)成年後見制度の普及促進

①成年後見制度の広報・啓発

ホームページや地域での出前講座等の取組により、制度の活用方法や相談窓口等の周知に努めます。

(2)成年後見制度の利用支援

①成年後見制度利用支援事業

【成年後見制度に係る町長による申立】

本人または親族による成年後見制度の申立てが不可能な方に対して、首長申立を積極的に活用し、必要な人が必要な支援を受けることができるよう取り組みます。

【町長申立に伴う費用の助成及び後見人等報酬の助成】

費用面で申立てをためらう人に対して、国県補助金を活用して、申立費用を助成します。

また、後見人が選任されたものの、後見人報酬の支払いが困難な場合には、報酬等の助成を行います。

必要に応じて助成対象者や助成要件等の見直しを検討します。

(3)中核機関による支援体制の構築

①中核機関の設置と運営

町の直営機関として、町全域を1つの区域とする成年後見制度の中核機関を町役場町民福祉課内に設置して各業務の運営を行います。

②中核機関の機能と業務

【中核機関の具体的役割】

中核機関は、

- ア 本計画に定める目標の進行管理
- イ 学習会等会議体の事務局
- ウ 業務遂行にあたって関係する機関等をつなぐ核となる役割を有します。

【中核機関の業務】

中核機関は、上記役割を果たすため、以下の業務に取り組みます。

① 成年後見制度利用推進連絡会議の開催

- ア 地域課題の検討・調整
- イ 他地域の取組事例の収集を行い本町へのフィードバック
- ウ 本町での試行的な取組への支援、助言
- エ 相談窓口等のスキルアップ研修等勉強会の開催

上記内容等を協議する会議の事務局として、会議の開催、調整を行います。

② 広報業務

パンフレットやホームページを活用し、住民及び関係機関等に周知、啓発を行います。

③ 相談業務

申立に関する相談窓口として、制度利用の方法、検討に関する相談支援を行うとともに、権利擁護のニーズを早期に把握し必要な支援を実施できるよう、相談窓口の周知を行います。また、専門的見地からの支援を行うため、専門機関につなげる支援を行います。

④ 地域権利擁護事業等関連制度からの移行支援

地域権利擁護事業利用者のアセスメントを実施し、成年後見制度への移行支援を行います。

(4)権利擁護支援の地域連携ネットワークの基礎づくり

【地域連携ネットワークの役割】

地域連携ネットワークには

- ア 権利擁護支援の必要な人の発見、支援
- イ 相談・対応体制の整備
- ウ 意思決定支援、身上保護を重視した地域の支援体制の構築

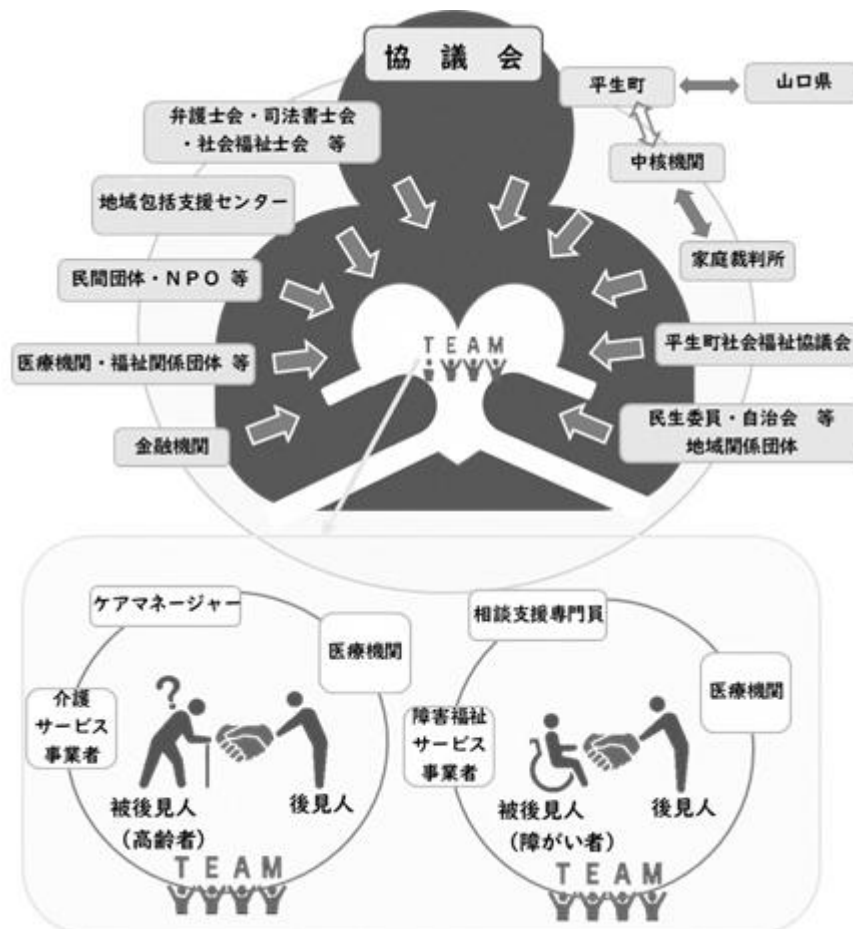
の3つの役割があります。

【地域連携ネットワークによる支援体制の整備】

権利擁護支援が必要な利用者を中心とし、利用者の身近な親族、ケアマネージャー、相談支援専門員、介護・障がい福祉サービス事業者、医療・保健・福祉・地域の関係者等により「チーム」を形成し、地域連携ネットワークを構築することにより、後見人、被後見人の課題の解決、不安の解消に取り組みます。

連絡会議等によるネットワークの運営により、地域のどこに、どのような人が、何に困っているかを広範囲に情報共有し、課題の解決、不安の解消を地域で導き出せるような、広範囲な支援体制の整備に取り組みます。

【地域連携ネットワークのイメージ】



第7章 再犯防止推進計画

1. 計画策定の背景と趣旨

全国の刑法犯の認知件数は減少傾向にある一方で、検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は令和5年時点で47.0%となっており、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。再犯者の中には、生活困窮や障がい、複合的な課題を抱え福祉的な支援を必要としている場合もあります。また、出所後においても地域や社会とのつながりがなく、孤立してしまい、就労先や住まいがなく生活が成り立たなくなることが再犯の要因の一つになることもあります。

刑務所出所者等が円滑に社会復帰できるよう、帰住先や就労先を確保することや、高齢、障がい等の特定の課題を克服するための支援をすることは、罪のない人が犯罪による被害を受けることを防ぎ、安全・安心に暮らすことができる社会の実現につながります。

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）」（以下「法」という。）が施行され、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じ、必要な施策を策定・実施する責務を負うことや、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないことが定められました。

安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現に向けて、罪を犯した人等が再び罪を犯すことがなく社会の一員として円滑に復帰・再出発できるよう本町が取り組む施策の方向性を示すことを目的として本計画を策定します。

2. 再犯防止に関する主な取組

(1)社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。犯罪や非行を防ぐためには、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりが重要となっており、地域全体で取り組む必要があります。

(2)再犯防止啓発月間

法務省では、広く再犯防止についての関心と理解を深めるため、毎年7月を「再犯防止啓発月間」として定めて、重点的に再犯防止に関する様々な広報・啓発活動を展開することとなっています。

(3)民間協力者の取組

再犯防止は行政の取組だけでは解決が困難であり、様々な民間協力者の活動によって支えられています。主な民間協力者は以下の通りです。

保護司：犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える民間のボランティア。法務大臣からの委嘱を受けて活動しており、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う。

更生保護女性会：地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

BBS 会：様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

協力雇用主：犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする民間の事業主の方。

3. 再犯防止に関する現状

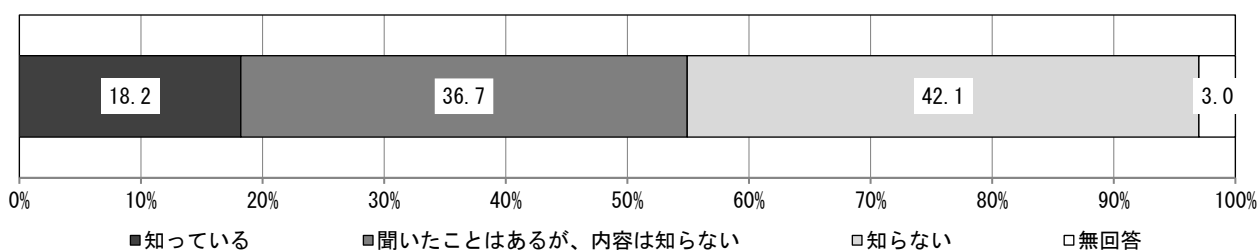
①再犯防止の取組の認知度

「社会を明るくする運動」について、「知っている」が18.2%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が36.7%、「知らない」が42.1%となっています。

年代別にみると、40歳未満と40～64歳は他の年代に比べて、「知らない」の割合が高くなっています。

【「社会を明るくする運動」の認知度】

(SA) n=879



【「社会を明るくする運動」の認知度×年代クロス】

	年齢				
	全体 n=879	40歳未満 n=90	40～64歳 n=317	65～74歳 n=168	75歳以上 n=292
知っている	18.2	15.6	14.2	19.6	22.6
聞いたことはあるが、内容は知らない	36.7	36.7	27.4	44.0	43.2
知らない	42.1	47.8	56.2	34.5	29.1
無回答	3.0	—	2.2	1.8	5.1

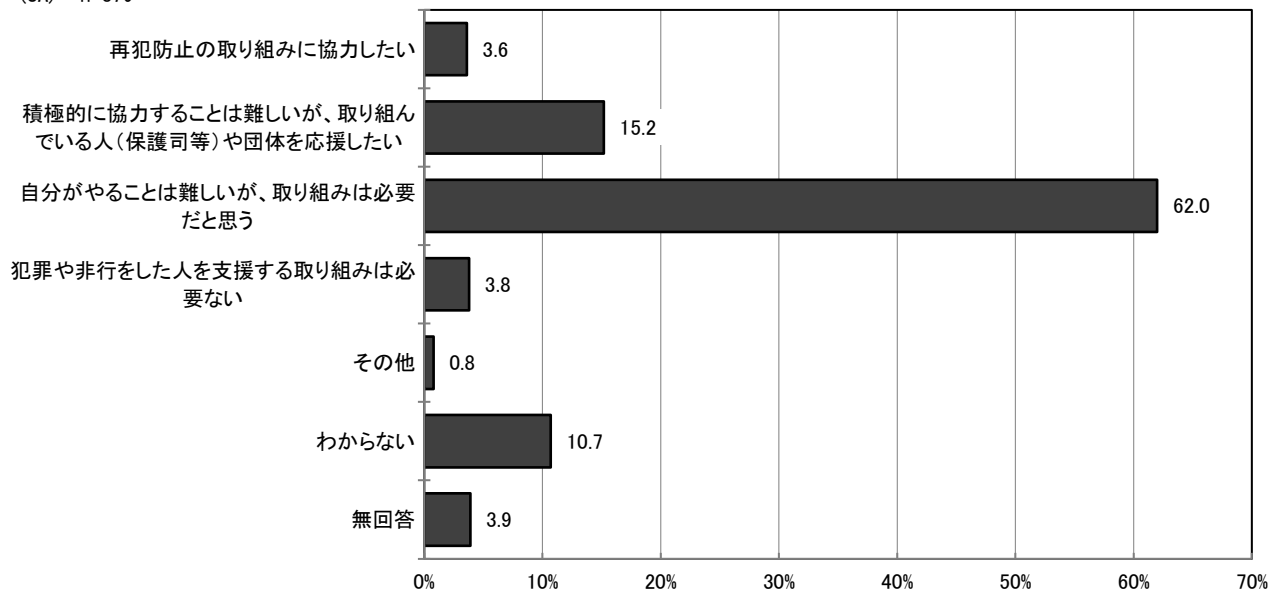
②再犯防止の取組への考え方

再犯防止の取組について、「自分がやることは難しいが、取り組みは必要だと思う」が 62.0%で最も高く、次いで「積極的に協力することは難しいが、取り組んでいる人（保護司等）や団体を応援したい」が 15.2%、「わからない」が 10.7%が続いています。

再犯防止の取組の必要性については比較的理解されている一方で、実践したり協力することは難しいと思う人が多いことがうかがえます。

【再犯防止の取組に対する考え方】

(SA) n=879



4. 計画の基本的な考え方

(1)基本方針

法第3条の「基本理念」及び国の再犯防止推進計画の「基本方針」を踏まえ、令和6年3月に策定された「第二次山口県再犯防止推進計画」を基本とし、具体的で実効性のあるものとなるよう取り組みます。

また、既存のネットワークや協議会等と連携を図り、再犯防止の視点を施策等に反映し、関係機関・団体等が再犯防止の認識を深め、施策への理解と協力が得られるよう、罪を犯した人等の特性および地域の実情に応じた相談支援体制の構築に取り組みます。

(2)重点項目

罪を犯した人等の立ち直りを支援し、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、行政サービス、福祉サービスを受けることができる体制整備を行うことを計画目標とし、次の掲げる目標を達成するために3つの重点項目を設定します。

重点項目

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 就労・住居の確保支援
- 3 行政・福祉サービスの提供及び関係機関・団体等との連携強化

5. 施策の展開

1 広報・啓発活動の推進

再犯の防止と罪を犯した人等の更生の取組について、町民の理解を深め、協力して犯罪や非行のない明るい地域社会を築いていくため、広報・啓発活動に努めます。

(1) 広報・啓発活動

“社会を明るくする運動”や、民間ボランティアによる再犯防止等に関する活動等の、住民の認知度を高め、理解と関心を深めるための取組を進めます。

① 犯罪や非行の防止と更生に関する啓発活動

毎年7月は、“社会を明るくする運動”の強調月間となっており、本町においては、強調月間に合わせて、関係機関、関係団体と連携した「推進大会」の開催、町内各学校の登校時間に合わせた「あいさつ運動」等の啓発活動を行っています。

今後も、再犯防止等についての関心と理解を深めるために、“社会を明るくする運動”と連動した啓発活動を行います。

② 広報紙等による広報活動

町広報紙等において、“社会を明るくする運動”強調月間や再犯防止啓発月間などの更生保護⁹に関する情報発信をしています。

今後も発信の継続、内容の充実等を図りながら広報活動を行います。

2 就労・住居の確保支援

罪を犯した人等が再び罪を犯すことなく、安定した生活を送るためには、就労、住居の確保が必要であり、関係機関と連携、協力し、就労先及び住居の確保のための支援に努めます。

(1) 就労の確保支援

刑務所等出所後に安定した職に就くことができず、自立した生活が困難なこと等が再犯のリスクにつながっている現状を踏まえ、就労先を確保するための支援に取り組みます。

⁹ 更生保護

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会をつくることを目指す活動。

①生活困窮者等への支援等

矯正施設¹⁰出所者、更生保護施設¹¹等の退所者の生活の安定を図るため、生活困窮者自立支援事業¹²等による支援を行います。山口県東部社会福祉事務所等と連携して、就職及び就労定着に向けた支援を行います。

②障がい者等への就労支援等

一般就労が困難な人、就労を希望する障がい者に対して、山口県東部社会福祉事務所、障害者就業・生活支援センター等と連携して、就労や生活の支援を行います。

③ハローワークとの情報共有等

ハローワークが実施している刑務所出所者等就労支援事業や各種制度等について、関係機関等と情報共有を図り、連携して、就労支援を行います。

④協力雇用主への支援

犯罪や非行の前歴等のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や、矯正施設出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間雇用主についての周知を図ります。また、事業主に対し、協力雇用主制度や国の奨励金、トライアル雇用等の制度を周知し、過去に罪を犯した人等の雇用に対する理解促進及び雇用に対する不安の軽減を図ります。

(2)住居の確保支援

刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま出所しており、これらの人の再犯に至るまでの期間が、帰住先の確保されている出所者と比べて短くなっているということが明らかになっています。帰住先の未確保が再犯リスクとなっているため、罪を犯した人等の住居を確保するための支援に取り組みます。

住宅確保要配慮者¹³に対する居住支援

特別な事情を有するため民間賃貸住宅への入居が制限されるなどの居住先を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対する居住支援策等について研究を進めます。

¹⁰ 矯正施設

犯罪や非行をした人や刑事裁判の判決が確定していない人を収容し、逃亡などを防止しながら、入所者の処遇を行なう施設のこと。刑事施設、少年院、少年鑑別所の総称。

¹¹ 更生保護施設

矯正施設から出所・出院した人や保護観察中の人で、身寄りがなく、帰るべき住居がないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。

¹² 生活困窮者自立支援事業

経済的な事情で生活に困っている方の自立を支援する事業で、仕事の支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援などさまざまな支援を提供する。

¹³ 住宅確保要配慮者

高齢者、低額所得者、ひとり親世帯、子育て世帯、障がい者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者とされており、外国人やドメスティック・バイオレンス被害者等も住宅確保要配慮者に含まれる。

3 行政・福祉サービスの提供及び関係機関・団体との連携強化

罪を犯した人等が再び罪を犯すことなく、地域で安定した生活を送るためには、行政サービスや福祉サービスが必要となるため、適正、適切なサービスの提供ができるように努めます。

(1)保健医療・福祉サービスの利用支援

矯正施設では、高齢者又は障がいのある人の入所者が近年増加しており、出所後も、身体・精神機能が低下した人が増加しています。

自立した生活が困難な出所者等の円滑な社会復帰のため、矯正施設、保護観察所¹⁴、山口県地域生活定着支援センター¹⁵が連携し、出所後速やかに保健医療・福祉サービス等を受けることができるよう特別調整¹⁶等の出口支援を行っています。関係機関等と連携して支援に取り組みます。

①矯正施設等との連携

高齢や障がいがあること等が理由で自立した生活が困難な出所者等が、速やかに福祉サービス等を受けることができるよう、矯正施設、保護観察所、山口県地域生活定着支援センター等関係機関との連携、情報共有に取り組みます。

②地域における福祉的支援

保健医療・福祉サービスは、罪を犯した人等であるか否かに関わらず誰にでも提供されます。

保護司、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等関係機関・団体等との連携、情報共有をすることで、日常生活における福祉的支援に取り組みます。

③薬物依存者等への支援等

山口県柳井健康福祉センター、山口県精神保健福祉センター等関係機関と情報共有、連携して支援に取り組みます。

また、薬物乱用の危険性、有害性を正しく認識するよう、薬物乱用防止指導員¹⁷や薬物乱用防止推進員¹⁸と連携し、地域や学校等を通じた児童、生徒、保護者等への啓発に取り組みます。

¹⁴ 保護観察所

罪や非行を犯して保護観察の対象になった人について保護観察を行う法務省の地方出先機関で、犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行う。

¹⁵ 山口県地域生活定着支援センター

矯正施設から出所した後、自立した生活を営むことが困難であると認められる高齢者又は障がい者が、適切な福祉サービス等が利用できるように支援を行う「地域生活定着促進事業」を実施する機関。

¹⁶ 特別調整

刑務所等に収容されている者のうち、高齢や障がいがあり適当な帰住先がない者について、釈放後速やかに適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするために調整を行うこと。

¹⁷ 薬物乱用防止指導員

県薬物乱用対策推進本部長が委嘱する、児童、生徒、学生を対象に薬物乱用防止の啓発活動を行う学校薬剤師。

¹⁸ 薬物乱用防止推進員

県薬物乱用対策推進本部長が委嘱する、地域において薬物乱用防止の啓発活動、相談及び指導を行うボランティア。

(2)非行の防止と修学支援

少年院¹⁹入院者、受刑者の多くは、中学校卒業後に高等学校に進学していない、または進学した後に非行等に至る過程、非行等を原因として、高等学校を中退しています。

学校や地域における非行の未然防止と、罪を犯した人等の継続した学びや進学、復学に向けての支援に取り組みます。

①非行の防止と修学支援

非行・犯罪の防止に関する相談支援機関として、山口少年鑑別所²⁰に設置されている「法務少年支援センター²¹山口」の周知を図ります。

非行を繰り返す少年については、児童相談所や少年サポートセンター²²（警察）等と連携し、保護者等への相談支援に取り組みます。

②小・中学校での取組

各学校における薬物乱用防止に関する教室、情報モラルに係る研修会などの開催を通じて、児童・生徒の非行の未然防止に努めます。また、犯罪や非行のない地域社会づくりへの意識醸成を図るため、社会を明るくする運動作文コンテストを通じて、運動の紹介や作文の応募支援を行います。

問題行動などを起こした児童・生徒に対しては、スクールカウンセラー²³との面談、個別指導等による学習支援、保護観察所や保護司との連携、情報共有、スクールソーシャルワーカー²⁴の派遣等により、本人の立ち直りを支援します。また、問題行動や非行防止として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、学校生活や養育、家庭状況等様々な悩みを抱える子どもやその家族、教職員等に対する相談支援や情報提供等の支援を行います。

¹⁹ 少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。

²⁰ 山口少年鑑別所

主に家庭裁判所から「観護の措置」の決定を受けた少年を収容し、必要な観護処遇を行いつつ収容少年の鑑別を行うとともに、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行う法務省所管の施設。

²¹ 法務少年支援センター

法務省が所管する少年鑑別所が、地域の非行・犯罪の防止のために活動する際に用いる名称。非行・犯罪や問題行動等の専門機関として、地域の一般の方や関係機関の依頼に応じ、心理相談等を行っている。

²² 少年サポートセンター

少年の非行を防止する目的で、警察や市によって運営されている組織であり、青少年や保護者からの相談対応や、街頭の巡回活動や補導など、様々な活動を行う。

²³ スクールカウンセラー

学校で子どもや保護者、教職員へのカウンセリングや指導・助言を行う臨床心理士等のこと。

²⁴ スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境である家族、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のこと。

(3)関係団体の活動促進

再犯防止施策は、地域において罪を犯した人等の指導・支援を行う保護司、幅広く社会復帰を支援する更生保護女性会²⁵、BBS会²⁶等の更生保護ボランティア等により支えられています。

保護司、民間ボランティアの減少、地域社会の人間関係の希薄化などによるボランティア活動の衰退等阻害要因が増加しているため、再犯防止活動を促進するため、以下のことに取り組みます。

①民間協力者の活動促進

罪を犯した人等の立ち直りを支援している更生保護サポートセンター²⁷や、保護司、更生保護女性会等の更生保護ボランティア活動を周知し、“社会を明るくする運動”、再犯防止に関する広報・啓発活動と併せて更生保護活動の支援に取り組みます。

②保護司の人材確保

保護司適任者を推薦するなど、保護司会に情報提供、連携を行い、人材育成等の保護司会の取組を支援します。

③再犯防止の活動に対する理解の促進

社会を明るくする運動等の機会を活用し、住民への理解促進に取り組むとともに、再犯防止に関わる職員等への研修会・講座等の開催、関係資料の普及等を通じて、矯正施設を出所した人や犯罪被害者等の人権について正しい理解と共生の理念、人権意識の醸成を図ります。

²⁵ 更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

²⁶ BBS会

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

²⁷ 更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。保護司の処遇活動の支援、関係機関・団体との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供などを行っている。

第8章 計画の推進

1. 住民、関係団体、事業者、社会福祉協議会、行政等の役割

地域に暮らす住民一人ひとりが、地域福祉活動の担い手です。(自助)

地域住民が互いに支え、支え合い活動をする事もとても大切です。(互助、共助)

地域の中で活動する関係団体、事業者なども地域福祉の重要な担い手です。(共助)

行政は、それらの活動に連携、協力、支援していくこと(公助)で、地域福祉を推進していく役割があります。

本計画を展開していくにあたり、これらの地域福祉の担い手と連携し、それぞれが担うべき役割を整理し、効果的な施策の推進を目指します。

(1)住民の役割

①地域共生社会の理解

誰もが安心して生活できる地域社会の実現にむけて、お互いに支え、支え合うことの大切さについて理解を深めます。

②地域福祉活動への参画

地域社会の一員として、多様な地域の課題の解決に向け、地域福祉活動に主体的に参画します。

③自立した生活に向けた努力

心身の健康管理に日頃から心がけ、生きがいをもち自立した生活を送ることができるよう努めます。

(2)関係団体等の役割

①地域福祉活動への参画

地域に密着したサービスの提供を通じ、地域福祉活動に主体的に参画します。

②地域におけるネットワークづくり

支え合い助け合う地域づくりを推進するため、団体相互のネットワークづくりを行います。

③活動内容の充実

関係団体等の知識・経験、専門性などを生かした活動を展開し、資質の向上を目的とした研修の実施や新たな活動に取り組みます。

(3)民生委員・児童委員の役割

①住民のニーズの適切な把握

高齢者、障がい者、子育て家庭など、支援を必要とする住民に対し、プライバシーに配慮しつつ、訪問や安否確認などを行い、ニーズを適切に把握します。

②相談・情報提供・支援

支援を必要とする住民の相談に応じ、情報の提供や必要な支援を行います。

③他の支援者や関係機関との連携

支援を必要とする住民が、サービスを利用できるよう、支援者、社会福祉協議会、行政などの関係機関と連携し、活動します。

④住民の地域福祉活動に対する支援

住民の福祉に対する理解を深め、住民による主体的な地域福祉活動を支援します。

(4)社会福祉協議会の役割

①地域福祉推進の実働

社会福祉協議会は、地域福祉を進める役割が法律的に位置づけられています。

また、民間法人である機動性や柔軟性を活かし、町が直接行うより効率的な事項について、実働役としての役割を果たします。

②地域住民との直接のつながり

地域住民との直接のつながり（アウトリーチ²⁸）が、社会福祉協議会が地域福祉推進に果たす一番の役割です。そのことにより、町の地域住民への各種の働きかけ（防災・健康づくり、各種相談、地域づくり）のつなぎ役としての役割を発揮します。

③福祉事業所・各種団体などのコーディネート

地域住民とのつながりのもとに、地域の福祉資源である福祉関連事業所や各種団体との情報交換、協働の取り組みなどのコーディネートの役割を進めます。

(5)町の役割

①町全体での推進

地域福祉は「赤ちゃんからお年寄りまで安心・充実して暮らせること」であり、地域運営の基本です。そのため、町はもとより、社会福祉協議会、地域住民、福祉関連事業所、各種人材や各種機関・民間事業所のあらゆる人材が、地域福祉推進に関わっていく意識づくり・状況づくりを進め、町全体で地域支え合いを推進します。

²⁸ アウトリーチ

「手を差し伸べること」という意味から派生し、支援が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をできない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。

②町施策全体での推進

町施策全般を地域福祉の視点で点検し、各種施策の推進が地域住民の福祉向上により一層資する内容とする必要があります。

今後より一層の高齢化を見据え、健康づくり・介護予防、介護保険サービスを補う各種取組が、医療費・介護費の軽減にもつながる重要な取組であることを認識したうえで推進します。

③地域福祉推進の財源確保

地域福祉推進は公的な財源・人材の確保が必要です。医療費・介護費が必要以上に増加しないようにするためにも、住民の地域福祉活動支援、生活支援ボランティア養成に必要な財源・人材の確保を行います。福祉活動を通じて地域を活性化させるための支援を行っていきます。

2. 計画の数値目標

(1)地域福祉計画

項目	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
住民相互の助け合いが必要だと思う割合の増加 (「必要だと思う」「どちらかという必要だと思う」の合計)	88.8%	90.0%
地域福祉活動に関心のない割合の減少 (「あまり関心がない」「まったく関心がない」の合計)	38.2%	35.0%
悩みや困りごとの相談先が「特にない」割合の減少	12.1%	10.0%
民生委員・児童委員の制度や活動を知っている割合の増加 (「よく知っている」「ある程度知っている」の合計)	45.8%	50.0%
地域支援者合同研修会の開催	1回/年	1回/年

(2)成年後見制度利用促進基本計画

項目	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
成年後見制度について知っている割合の増加	24.7%	27.0%
成年後見制度の利用に関する相談件数	5件/年	5件/年

(3)再犯防止推進計画

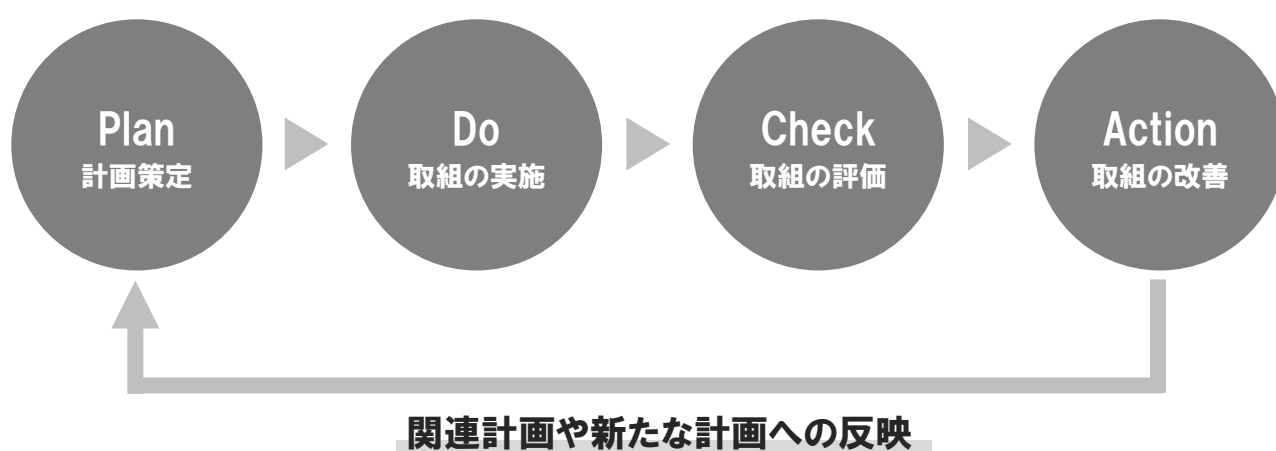
項目	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
「社会を明るくする運動」について知っている割合の増加	18.2%	20.0%
再犯防止の取組に協力したい、応援したいと思う割合の増加 (「再犯防止の取組に協力したい」「積極的に協力することは難しいが、取り組んでいる人を応援したい」の合計)	18.8%	20.0%

3. 計画の進行管理

本町を取り巻く環境変化などに適切かつ迅速に対応するため、必要に応じて事業内容や事業手法を見直し、新たな事業の実施なども視野に入れた事業の評価・改善を行っていきます。

後の社会経済情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の弾力的な運用を行っていきます。

また、施策・事務事業ごとに、「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Action（改善）」のPDCAサイクルの手法により、進行管理を行います。



第4次平生町地域福祉計画

平生町 町民福祉課

〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1

TEL:0820-56-7113

FAX:0820-56-7116